

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和 5 年 3 月改訂

志 摩 市

目 次

第1章 計画策定の基本的考え方.....	1
第1節 計画策定の背景及び目的.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 計画期間と目標年次.....	3
第2章 地域の特性	4
第1節 自然環境	4
1. 地理的・地形的特性.....	4
2. 気象特性	5
第2節 社会環境	6
1. 人口動態・分布.....	6
2. 産業の動向.....	8
3. 土地利用状況.....	10
4. 総合計画等.....	11
第3章 ごみ処理の現況.....	13
第1節 ごみ処理事業の概要.....	13
1. ごみ処理事業の経緯.....	13
2. ごみ処理フロー.....	14
第2節 ごみ処理体制の現況.....	16
1. 排出抑制の状況.....	16
2. ごみの分別区分.....	19
3. 収集・運搬体制及びごみ集積所の管理.....	20
4. 中間処理体制.....	21
5. 最終処分体制.....	23
第3節 ごみ処理の実績.....	24
1. 総排出量の実績.....	24
2. ごみ処理量の実績.....	26
3. ごみの性状.....	27
4. ごみ処理経費.....	28
第4節 ごみ処理行政の動向.....	29
1. 国の動向	29
2. 県の動向	31
第5節 ごみ処理の評価.....	32
1. 現行基本計画目標値の達成状況.....	32

2. ごみ処理システムの評価.....	33
第6節 課題の抽出	35
1. 排出抑制・再資源化.....	35
2. 収集・運搬.....	35
3. 中間処理	35
4. 最終処分	35
第4章 ごみ処理基本計画.....	36
第1節 計画の基本方針.....	36
1. 基本理念	36
2. 基本方針	37
3. ごみの処理主体.....	37
第2節 基本フレームの設定.....	38
1. 人口及びごみ量の予測.....	38
2. 減量目標の設定.....	41
第3節 排出抑制・再資源化計画.....	45
1. ごみの発生・排出抑制のための方策.....	45
2. 再資源化計画.....	49
第4節 ごみの適正処理計画.....	51
1. 収集・運搬計画.....	51
2. 中間処理計画.....	52
3. 最終処分計画.....	53
4. その他関連計画.....	54
第5節 計画の推進	56
1. 協力体制の整備.....	56
2. 計画の進行管理.....	56

第 1 章 計画策定の基本的考え方

第 1 節 計画策定の背景及び目的

これまでの大量生産・大量消費型社会経済活動により、人々は物質的な豊かさを手に入れることができたが、一方では大量の廃棄物が発生することになり環境への負荷が増大してきており、天然資源の枯渇や地球温暖化など、地球規模での環境問題が生じている。

国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の改正、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）の制定など、法整備が進められており、これらの法体系のもとで、廃棄物の発生及び排出を抑制するとともにリサイクルの促進を図り、循環型社会の実現を目指していく必要がある。そのためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、地域レベルで対応していくことが求められている。

志摩市（以下「本市」という。）では、平成 28 年 3 月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「現行基本計画」という。）を策定し、循環型社会の形成に向けたごみ処理施策の展開と体制の構築に取り組んできた。また、平成 26 年 4 月から鳥羽志勢広域連合（以下「広域連合」という。）のごみ処理施設「やまだエコセンター」において、鳥羽市とともに可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源等の広域処理を行っている。また、本市では、令和 2 年 2 月に脱炭素社会の実現に向けて取り組む決意として「ゼロカーボンシティーしま」を表明しており、脱炭素社会の実現に向けて、「リデュース（発生抑制）」を中心とした取り組みを進め、ワンウェイプラスチック及び使い捨て容器の削減を推進していく必要がある。

現行基本計画は、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間としたものであるが、現状の分別形態及び近年のごみ処理量等の変化により、「ごみ処理基本計画」（以下「本計画」という。）を見直すものである。

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法の第6条第1項に規定される一般廃棄物処理計画の基本計画であり、本市の総合計画に定めている計画事項のうち、一般廃棄物（ごみ）処理行政における事項を具体化するための施策方針を示すものである。

本計画の策定にあたっては、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」や関係法令等に準拠し、国や三重県の廃棄物処理に係る基本方針等を踏まえた計画とする。また、広域連合の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画との整合も図るものとする。

本計画の位置付け及び他の計画等との関係を図1-2-1に示す。

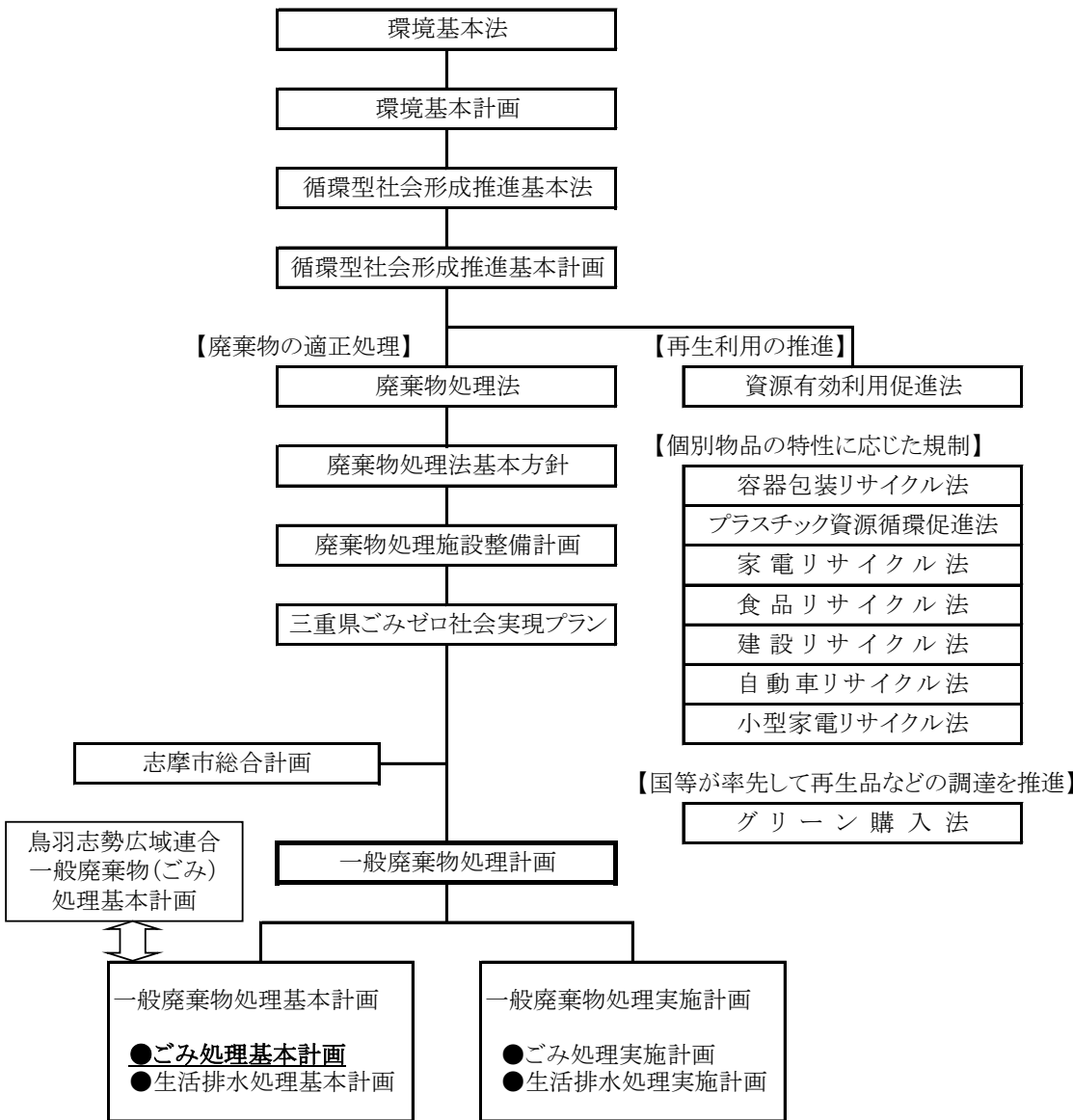


図1-2-1 本計画の位置付け及び他の計画等との関係

第3節 計画期間と目標年次

本計画の変更計画期間は図 1-3-1 に示すとおり、令和 5 年～7 年度までの 3 年間とし、目標年次を令和 7 年度とする。社会情勢や法体系の変化など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には必要に応じ見直しを行うものとする。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
内容・計画期間	現行計画期間：10年間									
								変更計画期間：3年間		
								▲計画一部変更		▲計画目標年次

図 1-3-1 計画期間と目標年次

第2章 地域の特徴

第1節 自然環境

1. 地理的・地形的特性

本市は、図 2-1-1 に示すように三重県の東南部に位置し、北部は伊勢市と鳥羽市に、西部は南伊勢町に接し、南部と東部は太平洋に面している。

面積は178.94km²であり、市全域が伊勢志摩国立公園に含まれ、英虞湾、的矢湾といったリアス海岸が特徴的で、湾内をはじめ大小の島々も点在する自然豊かな地域である。

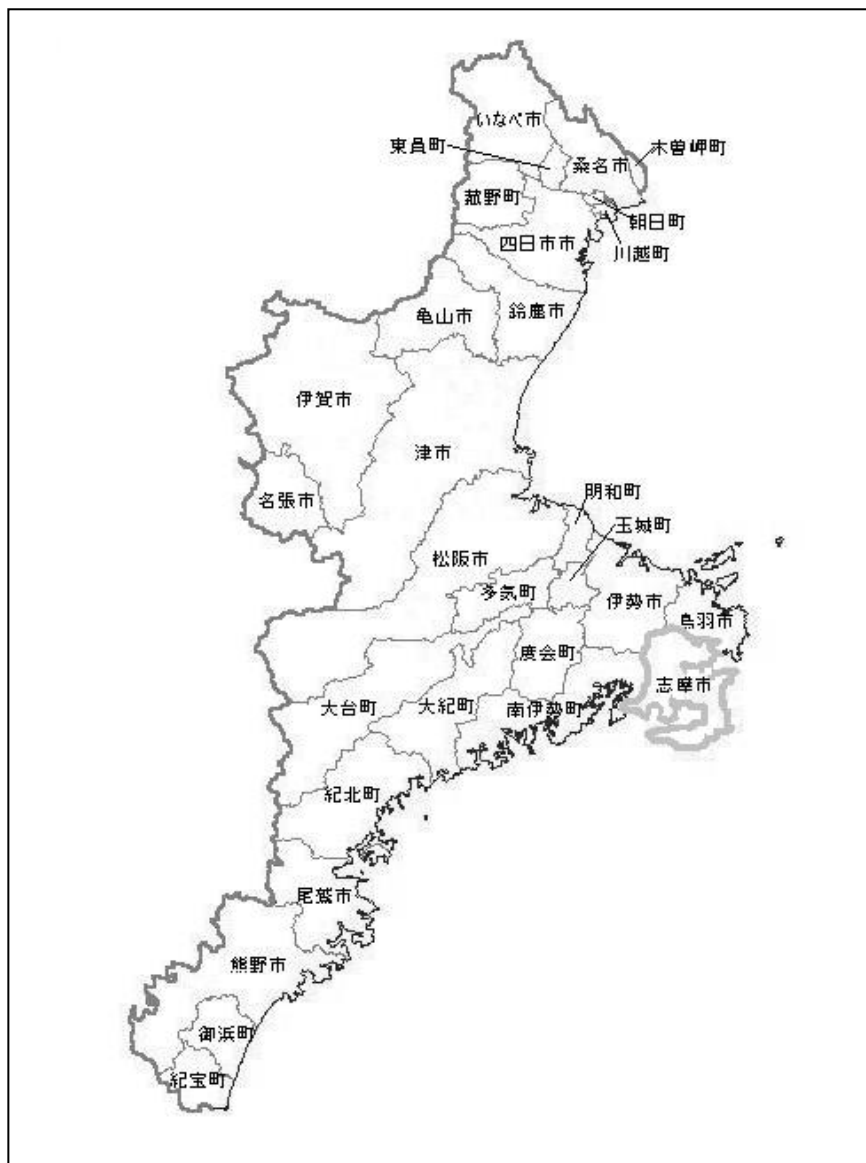


図2-1-1 本市の位置図

2. 気象特性

気候は、四季を通じて温暖で恵まれた気候となっており、積雪を見ることは稀で、年間降雨量及び降雨日数はほぼ全国平均並みになっている。最寄りの観測地点における降水量及び気温の推移を表 2-1-1 に、令和 2 年の月別の降水量及び平均気温を図 2-1-2 に示す。なお、降水量を測定している最寄りの観測所は本市内に位置する阿児観測所であり、気温を測定している最寄りの観測所は南伊勢観測所である。

過去 5 年間の推移をみると、平均気温は 15.7℃～16.7℃と温暖な気候に恵まれており、年間降水量は 2,291.5mm～2,599.5mm であった。

表2-1-1 気温・降水量の状況

年 次	気 温(℃)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
平成28年	16.6	36.6	-2.5	2,291.5
平成29年	15.7	35.4	-3.3	2,344.0
平成30年	16.4	37.8	-4.0	2,447.5
令和1年	16.5	34.6	-1.4	2,599.5
令和2年	16.7	37.6	-1.7	2,471.5

資料:気象庁(気温:南伊勢観測所、降水量:阿児観測所)

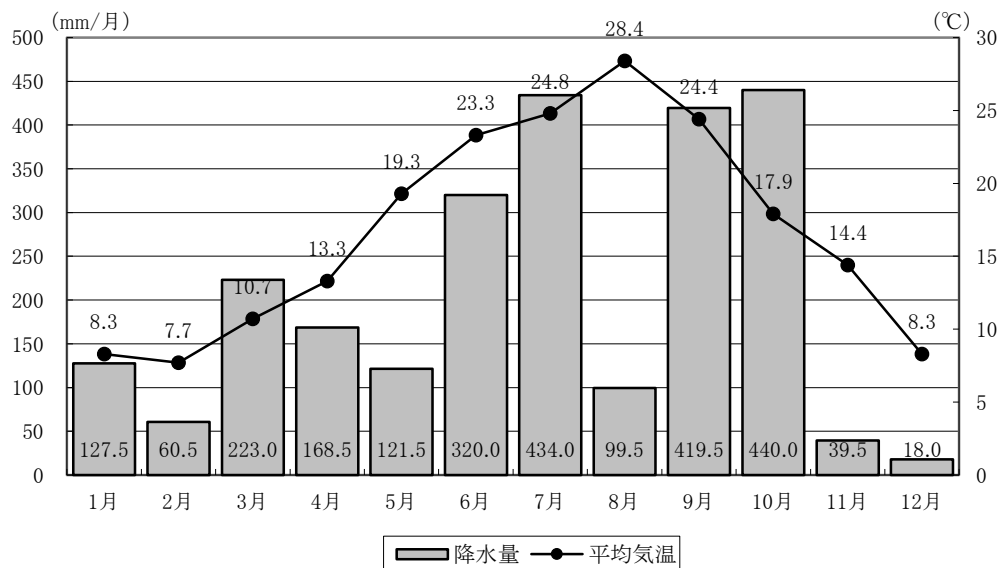


図2-1-2 月別の気温・降水量 (令和 2 年)

第2節 社会環境

1. 人口動態・分布

(1) 人口・世帯数

過去10年間の人口及び世帯数の推移は、表2-2-1及び図2-2-1に示すように人口は減少傾向にあり、令和2年度の人口は平成23年度に比べ7,766人減少(約14%減)している。

令和2年度の世帯数は平成23年度に比べ886世帯減少(約4.3%減)している。

1世帯あたりの人口は減少傾向であり、令和2年度では2.35人/世帯となっている。

表2-2-1 人口と世帯数の実績

項目\年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2
人口(人)	53,823	52,952	52,081	51,210	50,341	49,484	48,627	47,770	46,913	46,057
増減数	—	-871	-871	-871	-869	-857	-857	-857	-857	-856
世帯数(世帯)	20,454	20,355	20,256	20,157	20,057	19,959	19,861	19,763	19,665	19,568
増減数	—	-99	-99	-99	-100	-98	-98	-98	-98	-97
1世帯あたり人口	2.63	2.60	2.57	2.54	2.51	2.48	2.45	2.42	2.39	2.35
(人/世帯) 増減数	—	-0.03	-0.03	-0.03	-0.03	-0.03	-0.03	-0.03	-0.03	-0.03

注) 平成27年度・令和2年度は国勢調査結果。
それ以外は、社人研推計準拠にて算出。

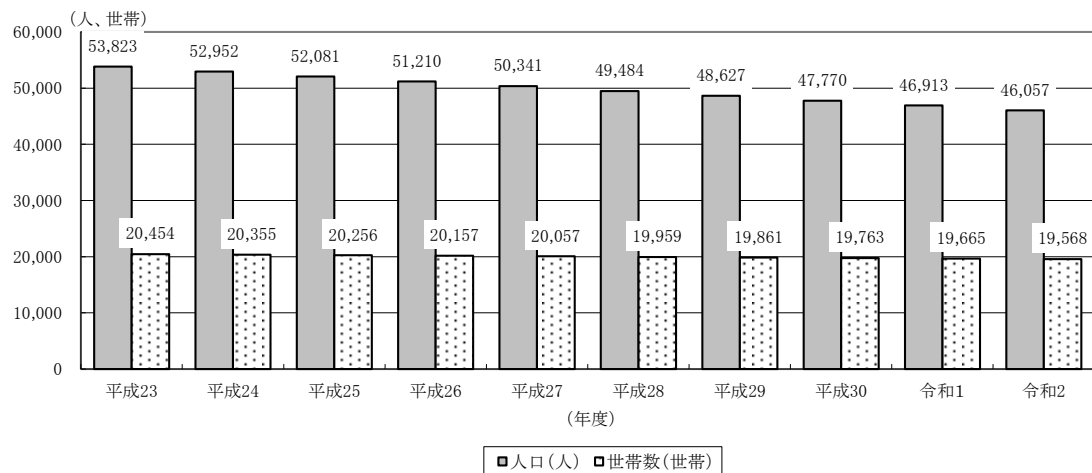


図2-2-1 人口と世帯数の推移

令和2年度における地区別人口・世帯数は、表2-2-2に示すように阿児町地区の人口・世帯数が最も多く、全体の45%以上を占めており、次いで志摩町地区が約20%、磯部町地区が約15%、大王町地区が約12%、浜島町地区が約8%となっている。

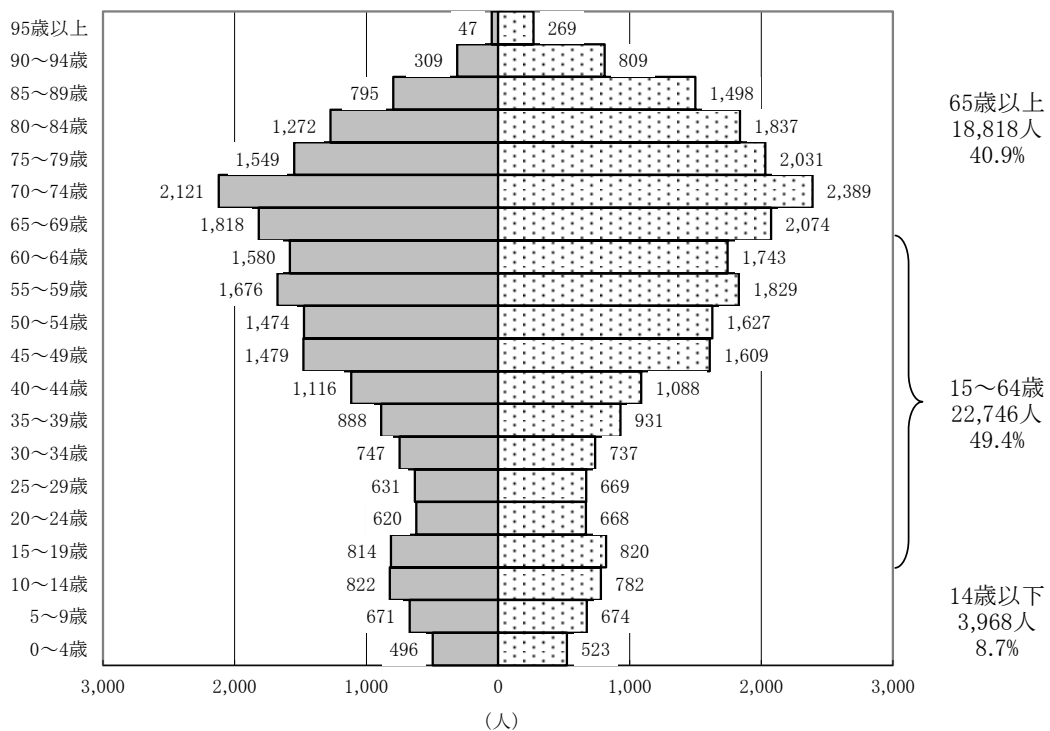
表2-2-2 地区別人口・世帯数（令和2年度）

地区名	人 口 (人)		世帯数 (世帯)		1世帯あたり人口 (人/世帯)
		構成比		構成比	
浜島町地区	3,718	8.1%	1,634	8.4%	2.28
大王町地区	5,562	12.1%	2,497	12.8%	2.23
志摩町地区	9,112	19.8%	3,992	20.4%	2.28
阿児町地区	20,812	45.1%	8,463	43.2%	2.46
磯部町地区	6,853	14.9%	2,982	15.2%	2.30
合計	46,057	100.0%	19,568	100.0%	2.35

資料: 令和2年国勢調査結果

（２）年齢別人口

令和2年度における年齢別人口の状況は、図2-2-2に示すように、65歳以上の老年人口比率が40.9%と高くなっている。



資料: 三重県 (令和2年国勢調査人口等基本集計結果)

図2-2-2 年齢別人口

2. 産業の動向

(1) 事業所数及び従業者数

平成28年経済センサス活動調査による事業所数及び従業者数は、表2-2-3に示すように第三次産業に係る事業所数及び従業者数が約8割を占めている。

業種別では、事業所数は卸売業・小売業が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業となっている。また、従業者数は宿泊業・飲食サービス業が最も多く、次いで卸売業・小売業となっている。

表2-2-3 事業所数及び従業者数

産業分類	事業所数(事業所)		従業者数(人)	
		構成比		構成比
総 数	2,668	100.0%	17,561	100.0%
第一次産業	43	1.6%	333	1.9%
農林漁業	43	1.6%	333	1.9%
第二次産業	448	16.8%	2,815	16.0%
鉱業	1	0.04%	2	0.01%
建設業	268	10.0%	1,261	7.2%
製造業	179	6.7%	1,552	8.8%
第三次産業	2,177	81.6%	14,413	82.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1%	49	0.3%
情報通信業	8	0.3%	25	0.1%
運輸業・郵便業	42	1.6%	470	2.7%
卸売業・小売業	712	26.7%	3,710	21.1%
金融業・保険業	30	1.1%	306	1.7%
不動産業・物品賃貸業	95	3.6%	267	1.5%
学術研究・専門・技術サービス業	62	2.3%	196	1.1%
宿泊業・飲食サービス業	483	18.1%	3,815	21.7%
生活関連サービス業・娯楽業	272	10.2%	1,390	7.9%
教育・学習支援業	81	3.0%	225	1.3%
医療・福祉	190	7.1%	2,408	13.7%
複合サービス事業	34	1.3%	252	1.4%
サービス業(他に分類されないもの)	166	6.2%	1,300	7.4%

資料:平成28年経済センサス活動調査

(2) 観光客数

本市は、市全域が伊勢志摩国立公園に含まれており、県内最大の観光地「伊勢・志摩」の一翼として、志摩スペイン村をはじめとするリゾート施設があり、表 2-2-4 に示すように年間約 400 万人の観光客が訪れている。宿泊客数は、約 150 万人前後で推移している。地区別では志摩スペイン村（年間約 120 万人）を有する磯部町地区が最も多く、次いで阿児町地区が多くなっている。なお、令和 2 年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少している。

表2-2-4 観光客数の推移

地区\年次		平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年
浜島町地区		412,596	453,705	474,272	457,427	379,194
	日帰り客数	85,736	135,378	200,172	188,022	188,731
	宿泊客数	326,860	318,327	274,100	269,405	190,463
大王町地区		212,120	201,436	226,664	227,436	137,258
	日帰り客数	109,422	102,278	120,096	118,567	74,174
	宿泊客数	102,698	99,158	106,568	108,869	63,084
志摩町地区		141,174	141,326	122,083	121,490	87,578
	日帰り客数	78,664	97,849	47,843	39,567	32,539
	宿泊客数	62,510	43,477	74,240	81,923	55,039
阿児町地区		1,038,095	1,213,514	1,211,778	1,165,202	779,755
	日帰り客数	496,837	610,265	605,752	556,758	331,560
	宿泊客数	541,258	603,249	606,026	608,444	448,195
磯部町地区		2,069,511	2,031,761	2,057,986	2,215,592	1,302,265
	日帰り客数	1,584,756	1,602,943	1,620,402	1,769,769	1,109,247
	宿泊客数	484,755	428,818	437,584	445,823	193,018
合 計		3,873,496	4,041,742	4,092,783	4,187,147	2,686,050
	日帰り客数	2,355,415	2,548,713	2,594,265	2,672,683	1,736,251
	宿泊客数	1,518,081	1,493,029	1,498,518	1,514,464	949,799

資料: 令和3年 志摩市観光統計

3. 土地利用状況

令和3年における地目別面積は、表2-2-5及び図2-2-3に示すように山林が約43%、田畑等の農地が約11%、宅地が約8%を占めている。

また、本市では市街地を含む平坦地を中心として、浜島、大王及び志摩の3つの都市計画区域が指定されており、面積は市域の約50%を占める89.25km²となっている。

表2-2-5 地目別面積

単位:km ²									
地区	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	合計
浜島町地区	1.01	0.53	1.51	0.02	10.45	1.77	2.02	10.21	27.52
大王町地区	0.48	0.67	1.62	0.04	5.75	1.72	0.78	1.80	12.86
志摩町地区	0.60	1.45	2.36	0.01	6.92	0.30	0.92	4.42	16.98
阿児町地区	4.09	2.33	6.16	0.06	14.34	1.22	3.21	12.32	43.73
磯部町地区	6.02	2.30	2.44	0.50	39.15	1.99	2.24	23.22	77.86
合 計	12.20	7.28	14.09	0.63	76.61	7.00	9.17	51.97	178.95
構成比	6.8%	4.1%	7.9%	0.3%	42.8%	3.9%	5.1%	29.1%	100.0%

資料:志摩市市勢要覧 統計資料編(令和3年3月)
志摩市都市計画マスタープラン資料編

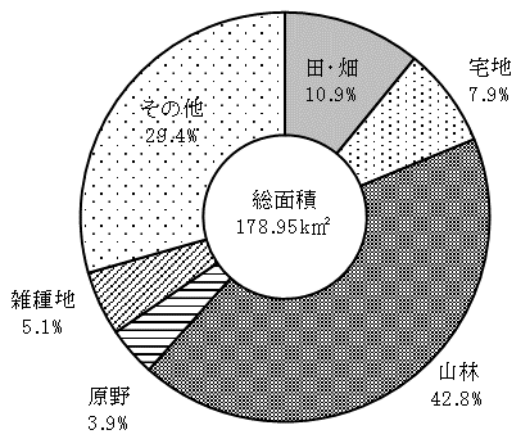


図2-2-3 地目別面積割合

4. 総合計画等

(1) 総合計画

令和3年3月に「第2次志摩市総合計画 後期基本計画」が策定され、限りある資源が有効に活用される「循環型社会」のまちをめざします。

■第2次志摩市総合計画 後期基本計画（2021年度～2025年度）

【資源循環型社会の推進】

◆ ごみの減量化・リサイクルの推進

- ・ごみゼロ社会の実現に向けて市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、廃棄物の4R（リデュース（減らす）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）・リフューズ（断る））を柱としたごみの発生抑制や資源循環利用に取り組めるよう、啓発を行います。
- ・海洋プラスチックごみ問題に対しては、「脱プラスチック・プラごみゼロ」を掲げ、啓発等の取組を推進します。

◆ 適正なごみ処理の推進

- ・やまだエコセンターにおいて一般廃棄物の資源化や高効率発電が図れるよう、広域連合とその構成市とともに連携しながら、ごみの安定処理に努めます。
- ・市内収集運搬体制については、市の直営業務を担う職員の減少等を加味し、業者委託による効率的・効果的な収集運搬に努めます。
- ・適切に管理がなされていないごみ集積所については、自治会や市民等と協力しながら、集積所の美化活動や使用のルール等について啓発に取り組みます。
- ・災害などの緊急時におけるごみ処理については、志摩市災害廃棄物処理計画に基づき、生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため適正かつ円滑なごみ処理を行います。

◆ 旧処理施設等の整理

- ・やまだエコセンター稼働により停止した各地区の処理施設等については、順次、解体撤去に取り組みます。また、最終処分場については適正な維持管理に努めます。

注) 4Rとは

リデュース（減らす） Reduce	ものを大事に使う。できるだけごみを出さない生活をする。 (例) 食べ物を作りすぎない、残さない。エコバックを持つ。など
リユース（再利用） Reuse	繰り返し使用する。修理して使う、人にゆずる (例) 詰め替えを利用してごみを出さない。リサイクルショップなどを利用。など
リサイクル（再資源化） Recycle	リサイクルできるものは分別する。リサイクル品を購入し循環の輪をつなげる。 (例) リサイクルできるものはルールを守って分別する。
リフューズ（断る） Refuse	ごみになるものを持ち込まないために、 unnecessaryなものは買わない、断る。 (例) エコバックを持参し、レジ袋を断る。マイ箸を持ち歩いて、割り箸を断る。 水筒・マイボトルを持ち歩いて、ビン・缶・ペットボトル飲料水の購入を控える。など

(2) 環境基本計画

令和4年3月に中間見直しした「志摩市環境基本計画（中間見直し）」では、「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち 志摩」を望ましい環境像としている。この中で定められているごみ処理に関する計画は、次のとおりである。

■志摩市環境基本計画（中間見直し）

【環境への負荷を減らし、安心して快適な暮らしを実現するまち】

◆ 4 Rの推進

- ① 廃棄物の発生抑制
 - ・発生抑制の推進
- ② 再使用・再生利用の推進
 - ・循環資源などの利活用
 - ・資源回収システムなどの整備
 - ・生ごみの堆肥化の促進
- ③ 環境モラルの向上
 - ・4 R意識の向上
 - ・環境美化意識の啓発

◆ 廃棄物の適正処理の推進

- ① 適正なごみ処理の推進
 - ・廃棄物処分場の有効利用
 - ・適切な分別・収集
 - ・漂着ごみへの対応
 - ・野外焼却の防止
- ② 不法投棄対策の推進
 - ・監視体制の充実
 - ・環境美化・保全活動の実施・支援
 - ・ポイ捨て防止の啓発

第3章 ごみ処理の現況

第1節 ごみ処理事業の概要

1. ごみ処理事業の経緯

本市におけるごみ処理事業の経緯を表3-1-1に示す。

表3-1-1 ごみ処理事業の経緯

年度	浜島町	大王町	志摩町	阿児町	磯部町
S35	・浜島衛生組合設立 ・焼却施設整備(1t/日) ・最終処分場整備(汐見成)		・志摩町衛生組合設立		
S37			・焼却施設整備(1.5t/日)		
S42		・最終処分場整備			
S43			・焼却施設整備(10t/日)		・ごみ収集開始
S45	・焼却施設整備(8t/日)				・最終処分場整備(沓掛)
S46			・最終処分場整備(片田)		
S47	・浜島衛生組合解散 ・ごみ処理開始(直営)				・焼却施設整備(10t/日) ・焼却施設整備(1t/日)
S51			・最終処分場整備(越賀)	・焼却施設整備(15t/日)	
S54	・焼却施設整備(20t/日)		・焼却施設整備(20t/日)		
S56		・大王町清掃センター整備			
S58				・焼却炉を増設(20t/日) ・最終処分場整備(82,500㎡)	・焼却施設改築(16t/日) ・破砕機・プレス機整備
S59			・最終処分場整備(御座)		
S60				・不燃物処理施設整備 (10t/5h)	
S61					・最終処分場整備(24,800㎡)
S62	・最終処分場整備(迫子)				
S63			・粗大ゴミ処理施設整備		
H1			・ごみ収集:民間委託開始		
H4			・生ごみ処理容器補助開始	・古紙類分別開始	
H5				・ごみ処理有料化	・アルミ・スチール缶分別開始
H6		・焼却炉改築工事		・焼却施設廃止(15t/日) ・焼却施設整備(25t/日)	
H7					・焼却施設改築 (渡鹿野3t/日)
H8		・資源ごみ回収(モデル地区)	・最終処分場整備(御座)		
H9		・EM生ごみ堆肥化施設整備	・生ごみ処理容器補助開始(ほかし)		・最終処分場拡張 (50,900㎡)
H10	・資源ごみ分別開始(アルミ缶・スチール缶・ペットボトル・その他プラスチック)	・資源ごみ分別区分追加			・渡鹿野焼却施設廃止 ・渡鹿野最終処分場廃止 ・渡鹿野地区のごみ搬入開始
H11	・最終処分場休止(汐見成)	・焼却残渣の民間委託開始	・焼却炉整備(30t/日) ・ごみの有料化開始	・ペットボトル分別開始	・可燃ごみ収集:民間委託開始
H12	・可燃ごみ指定袋を導入	・ばいじん対策工事実施	・ペットボトル・アルミ缶・トレイ・紙類:民間委託開始(収集) ・ごみ分別開始(缶・金属類・ガラス・陶器類・プラスチック類・ゴム・皮革類) ・電気式生ごみ処理機の補助開始 ・発泡スチロール処理機設置	・発泡スチロール(白色)分別開始	・12品目・19種類分別開始
H13			・EM活性強化液製造装置設置		・排ガス高度処理施設整備
H14	・浜島町美化センター廃止 ・RDF施設整備	・資源ごみ収集ステーション見直し ・ごみ袋等の指定袋制導入 ・排ガス高度処理施設整備		・排ガス高度処理施設整備	
H15	・ビン類・ダンボール・新聞・雑誌等の分別開始	・ごみ袋の指定袋料金変更 ・廃棄物処理手数料の変更			
H16	・志摩市に合併 ・不燃ごみ指定袋に変更	・志摩市に合併	・志摩市に合併 ・「ごみしより券」廃止	・志摩市に合併	・志摩市に合併
H17		・最終処分場の新設及び適正閉鎖			
H20		・大王清掃センター(焼却施設)稼働休止			
H25	・新しいごみ分別開始 ・エコフレンドリーはまじま(RDF施設)稼働休止(12月末)	・新しいごみ分別開始 ・資源化施設稼働休止(平成26年3月末)	・新しいごみ分別開始 ・志摩清掃センター(焼却施設・粗大ゴミ処理施設・資源化施設)稼働休止(平成26年3月末)	・新しいごみ分別開始 ・阿児清掃センター(25t焼却炉・不燃物処理施設・資源化施設)稼働休止(平成26年3月末)	・新しいごみ分別開始 ・磯部清掃センター(焼却施設・資源化施設)稼働休止(平成26年3月末)
H26	・鳥羽志勢広域連合やまだエコセンター稼働開始(平成26年4月) ・鳥羽志勢資源ごみ処理場(さいたエコセンター)を南伊勢町が運用				
				・阿児清掃センター(20t焼却炉)稼働休止(平成27年1月5日)	
H29					・磯部清掃センター解体
R1		・大王清掃センター解体			
R2		・大王清掃センター(中継施設)運用開始			

2. ごみ処理フロー

平成 26 年 4 月以降のごみ処理フローを図 3-1-1 に示す。

平成 26 年 4 月以降は広域連合「やまだエコセンター」の稼働に伴い、鳥羽市との広域処理を開始した。ごみの分別区分は、平成 25 年 4 月より資源の分別区分を統一し、平成 25 年 12 月末には市内全域において全ての分別区分を統一した。

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源については、やまだエコセンターに搬入し処理しているが、不燃ごみのうちガラス・陶磁器については本市の最終処分場で直接埋立処分し、資源のうち衣類・布類は本市の阿児清掃センターに搬入し資源化している。

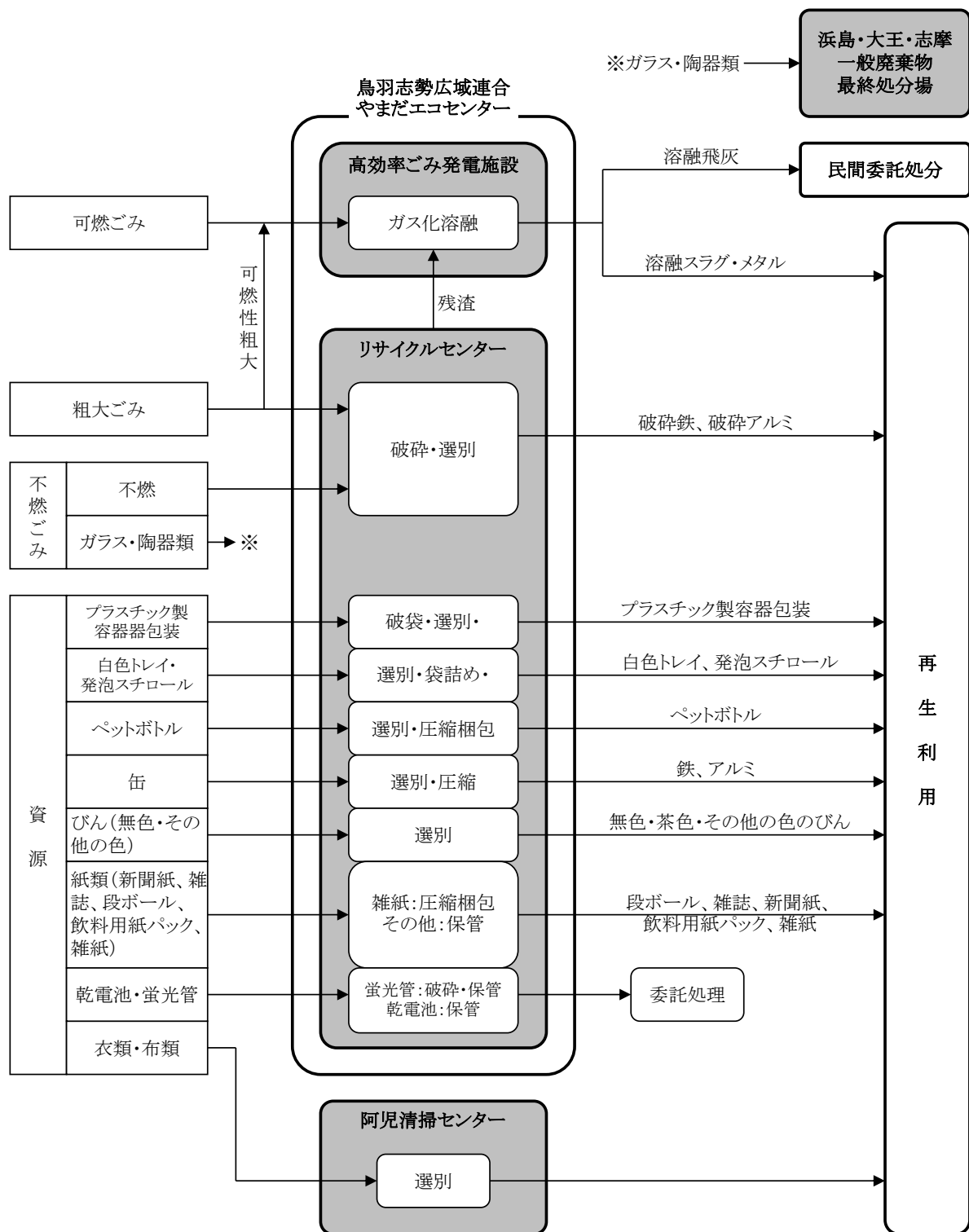


図3-1-1 平成 26 年 4 月以降のごみ処理フロー

第2節 ごみ処理体制の現況

1. 排出抑制の状況

(1) 生ごみの減量化

家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、電気式家庭用生ごみ処理機の購入費用の補助を行っている。1世帯あたりの助成対象基数は5年間で1基とし、購入金額（消費税除く）の1/2の額（限度額3万円）を補助している。

現状として、令和2年度までの累計補助基数（家庭用）は6,105基となっており、購入世帯に重複がないとすると、全世帯の約31%（令和2年度実績19,568世帯）が保有していることとなる。

生ごみ処理機を用いた発生抑制量の算出については、広域連合のごみ処理基本計画に基づいて、「廃棄物学会第4回研究発表会講演論文集Ⅰ」等の文献の記述を参考に、1基当たりの減量効果が約250g/人・日あると設定し、全ての生ごみ処理機が有効に使用され、生ごみ処理機の購入世帯に重複がないと仮定した場合、下記の式で生ごみが堆肥として利用され減量化したと推定できる。

生ごみ処理機の助成基数の推移及び減量効果の推定値を表3-2-1に示す。

$$\text{生ごみ処理機助成基数} \times 1 \text{ 世帯当たりの人数} \times 250\text{g/人} \cdot \text{日} \cdot \text{基} \times 365 \text{ 日} \div 10^4$$

表3-2-1 家庭用生ごみ処理機の助成基数の推移及び減量効果の推定値

地区\年度			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
助成 基数 (累計)	浜島町地区	基	328	328	330	330	331
	大王町地区	基	628	630	633	636	639
	志摩町地区	基	1,546	1,553	1,557	1,559	1,561
	阿児町地区	基	2,435	2,441	2,450	2,456	2,466
	磯部町地区	基	1,105	1,105	1,107	1,108	1,108
	合計	基	6,042	6,057	6,077	6,089	6,105
減 量 効果	浜島町地区	t/年	66.9	65.4	64.1	62.7	61.2
	大王町地区	t/年	119.4	117.9	117.5	114.8	113.8
	志摩町地区	t/年	318.5	312.9	309.3	302.0	296.7
	阿児町地区	t/年	517.3	510.8	505.3	498.2	493.3
	磯部町地区	t/年	228.5	225.5	220.4	215.6	210.6
	合計	t/年	1,250.6	1,232.5	1,216.6	1,193.3	1,175.6

注) 減量効果の量は、各地区の助成基数に1世帯当たりの人数と250g/人・日・基を乗じて算出。

(2) 集団回収による資源回収

子ども会や自治会等の住民団体による集団回収を促進するため、志摩市リサイクル事業奨励金交付制度により、回収重量に応じた奨励金を交付している。

対象者は、リサイクル事業推進団体登録書により団体登録を行った営利を目的としない団体であり、対象品目は紙類（新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、シュレッダー紙等）、布類、缶類（アルミ缶、スチール缶）、びん類（一升びん・ビールびん等）、ペットボトル等その他資源化物とし、回収量 1kg あたり 5 円、びん類は 1 本あたり 3 円を限度に奨励金を交付している。

過去 5 年間の集団回収実績を表 3-2-2 に示す。

表3-2-2 集団回収実績

単位:t/年

品目\年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
紙類	193	159	102	123	96
飲料用紙パック	2	1	1	1	1
缶類	9	7	5	3	3
びん類	1	0	0	0	0
ペットボトル等	1	0	1	0	0
布類	3	3	1	2	1
合 計	209	170	110	129	101

(3) ごみ処理有料化

家庭系ごみ処理の有料化については、令和 2 年 4 月 1 日より、もやせるごみ用の袋の作成・販売からごみ袋承認制度に移行しており、表 3-2-3 のとおりとしている。

また、粗大ごみや直接搬入ごみについては、やまだエコセンター及び阿児清掃センター・大王清掃センターにおいて処理手数料として 10kg につき 170 円（10kg 以下は 170 円）を徴収している。

表3-2-3 ごみ処理手数料

指定袋	可燃ごみ	資源	不燃ごみ	粗大ごみ	直接搬入ごみ
100袋	令和2年4月1日より、もやせるごみ用の袋は承認制度へ移行 (指定袋によるごみ処理手数料は徴収していない)			10kgあたり170円 (10kg以下は170円)	
200袋					
450袋					

（４）脱プラスチックの推進

ごみの減量、地球温暖化の防止（CO₂削減）に向け、市民・事業者・行政が協働して、有料化の手法を用いたレジ袋の削減に取り組んでおり、併せてノーレジ袋・マイバッグ持参運動を推進している。また、令和４年４月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）が施行されたことにより、プラスチック容器包装及びプラスチック製品の発生・排出抑制の推進に努める。

（５）家庭廃食油の回収

平成 20 年 7 月より市内の河川や英虞湾・的矢湾の水質保全や市民の資源循環型社会形成に向けた意識を高めることを目的として、市内事業者で、家庭から排出される廃食油を活用して、環境にやさしいバイオディーゼル燃料（BDF）にリサイクルする事業に取り組んでいる。

（６）啓発活動

家庭用資源物とごみの分け方・出し方の徹底を図るため、自治会や老人クラブ、女性の会など各種団体へ出張説明会の開催をはじめ、市内の教育機関と「シマシ SDGs パートナーズ」が連携した事業において、ごみの分別方法・リサイクル・食品ロスについて出前授業を実施する。

市役所 1 階のモニターや市ホームページ、広報誌などによる啓発活動を実施している。

2. ごみの分別区分

令和2年4月からの本市におけるごみの分別区分を表3-2-4に示す。

表3-2-4 ごみの分別区分

市全域(令和2年4月～)	
可燃ごみ	もやせるごみ
不燃ごみ	もやせないごみ
	ガラス・陶器類
資源	プラスチック製容器包装
	白色トレイ・発泡スチロール
	ペットボトル
	缶
	びん
	①無色のガラスびん
	②その他の色のガラスびん
	紙類
	①新聞紙、折込チラシ
	②段ボール
	③飲料用紙パック
	④本・雑誌
	⑤その他の紙(雑紙)
	衣類・布類
	乾電池・蛍光管
粗大ごみ	直接搬入
	戸別収集

3. 収集・運搬体制及びごみ集積所の管理

本市におけるごみの収集・運搬体制を表 3-2-5 に示す。

家庭系ごみについては、指定ごみ袋（もやせるごみ）及び透明・半透明のごみ袋（資源・不燃ごみ）により分別徹底を促している。指定ごみ袋に入らない発泡スチロールや紙類（雑紙を除く）については、紐で縛った状態で収集している。

粗大ごみについては、処理施設への直接搬入としており、170 円/10kg（10kg 以下は 170 円）の処理手数料を徴収している。また、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源を直接搬入する場合についても、同額の処理手数料を徴収している。なお、粗大ごみについては、週 2 回、阿児清掃センター及び大王清掃センターにて中継を行い、市がやまだエコセンターへ搬入している。

令和 2 年 1 月より、高齢者等が粗大ごみの処理が困難であることから粗大ごみの戸別収集を実施している。

事業系ごみについては、排出者もしくは許可業者によりやまだエコセンターに直接搬入とし、同様に処理手数料を徴収している。

ごみ集積所管理については、設置している自治会で行い、共同住宅等に設置したごみ集積所については、所有者又は管理者が行う。また、市民は、自らが利用するごみ集積所を清潔に保つよう努力する。

表3-2-5 ごみの収集・運搬体制（令和 2 年 4 月以降）

分別区分			排出方法	収集頻度	収集・運搬主体	収集方式
家庭系ごみ	可燃ごみ(もやせるごみ)		指定ごみ袋	週2回	委託	集積所収集
	不燃ごみ	不燃(もやせないごみ)	透明・半透明のごみ袋	月1回	直営・委託	集積所収集
		ガラス・陶器類	透明・半透明のごみ袋			
	資源	プラスチック製容器包装	透明・半透明のごみ袋	月2回	直営・委託	集積所収集
		白色トレイ・発泡スチロール	透明・半透明のごみ袋	月1回		
		ペットボトル	透明・半透明のごみ袋	月2回		
		缶	透明・半透明のごみ袋	月2回		
		びん	無色	透明・半透明のごみ袋		
			その他の色	透明・半透明のごみ袋		
		紙類	新聞紙・折込チラシ	紐で縛る		
			段ボール	紐で縛る		
			飲料用紙パック	紐で縛る		
			本・雑誌	紐で縛る		
			その他の紙(雑紙)	透明・半透明のごみ袋		
		衣類・布類	透明・半透明のごみ袋	月1回		
		乾電池・蛍光管	透明・半透明のごみ袋	月1回		
	粗大ごみ(指定ごみ袋に入らない大きさ)		—	随時	排出者	直接搬入
	粗大ごみの戸別収集		—	月2回	直営	戸別収集
	事業系ごみ(可燃ごみ)		—	随時	排出者・許可業者	直接搬入

4. 中間処理体制

本市の中間処理施設として、令和 2 年 4 年より大王清掃センターの運用が開始された。概要については表 3-2-6 に示す。平成 26 年 4 月以降は表 3-2-7 に示す広域連合のやまだエコセンターにおいても引き続き中間処理を行っている。

なお、本市中間処理施設のうち、平成 26 年 4 月以降も稼働していた阿児清掃センターの 1・2 号炉（20 t / 8 h）は平成 27 年 1 月 5 日から閉鎖しており、阿児清掃センター及び大王清掃センターは、粗大ごみの受入れ施設として毎週水曜日の 8 時 30 分から 16 時まで、日曜日の 8 時 30 分から正午まで（年末・年始、祝日は休業）受付けをしている。

表3-2-6 市の中間処理施設の概要

施設\地区		大王町地区
粗大ごみ・資源等 中継施設	施設名称	大王清掃センター
	所在地	志摩市大王町波切2321
	供用開始	令和2年4月
	処理方式	選別・積替
	処理能力	0.9t/日
	稼働状況	稼働中

施設\地区		阿児町地区
粗大ごみ・資源等 中継施設	施設名称	阿児清掃センター
	所在地	志摩市阿児町鷺方477-17
	処理方式	選別・積替
	稼働状況	稼働中

表3-2-7 広域連合の中間処理施設の概要

施設名称	やまだエコセンター	
所在地	志摩市磯部町山田800	
供用開始	平成26年4月(工期:平成23年7月～平成26年3月)	
施設区分	高効率ごみ発電施設	リサイクルセンター
処理方式	シャフト式ガス化溶融炉	破碎、選別、圧縮成型、梱包、貯留
処理能力	95t/日(47.5t/24h×2炉)	47t/5h
設備概要	受入・供給:ピットアンドクレーン方式 燃焼ガス冷却:廃熱ボイラ方式 排ガス処理:ろ過式集じん、消石灰・活性炭吹込 余熱利用:タービン発電(定格出力1,210kW) 飛灰処理:薬剤処理	不燃・粗大ごみ:破碎+選別(鉄・アルミ・残渣) びん類:手選別(無色・茶色・その他) 缶類:選別+圧縮成型(鉄・アルミ) ペットボトル:手選別+圧縮梱包 トレイ類:手選別+袋詰め+減容化 プラ容器:手選別+圧縮梱包 雑紙:手選別+圧縮梱包、紙類:貯留 蛍光管:破碎、乾電池:貯留

5. 最終処分体制

本市各町地区における最終処分場の概要を表 3-2-8 に示す。

浜島・大王・志摩一般廃棄物最終処分場は、やまだエコセンターで処理できないガラス・陶器類を埋立可能年度まで埋立を継続する。

なお、阿児・磯部一般廃棄物最終処分場については、平成 25 年度末をもって埋立が終了し、適正閉鎖に向けた手続きを行っている。

表3-2-8 最終処分場の概要

項目	浜島町地区	大王町地区	志摩町地区	阿児町地区	磯部町地区
施設名称	浜島一般廃棄物最終処分場(迫子)	大王一般廃棄物最終処分場(新設区分)	志摩一般廃棄物最終処分場	阿児一般廃棄物最終処分場	磯部一般廃棄物最終処分場
所在地	志摩市浜島町迫子字穂持地内	志摩市大王町波切2321	志摩市志摩町御座1225	志摩市阿児町鵜方2637-77	志摩市磯部町山原675-2外
供用開始	昭和63年	平成18年3月	昭和59年 (新設分:平成8年)	昭和59年	昭和61年
埋立面積	10,010㎡	5,580㎡	18,000㎡ (新設分:6,000㎡)	12,700㎡	15,400㎡
埋立容積	46,500㎥	33,100㎥	111,000㎥ (新設分:37,000㎥)	82,500㎥	50,900㎥
埋立対象物	ガラス・陶器類	ガラス・陶器類	ガラス・陶器類、 焼却残渣	—	—
稼働状況	埋立中	埋立中	埋立中	平成25年度末 埋立終了	平成25年度末 埋立終了

第3節 ごみ処理の実績

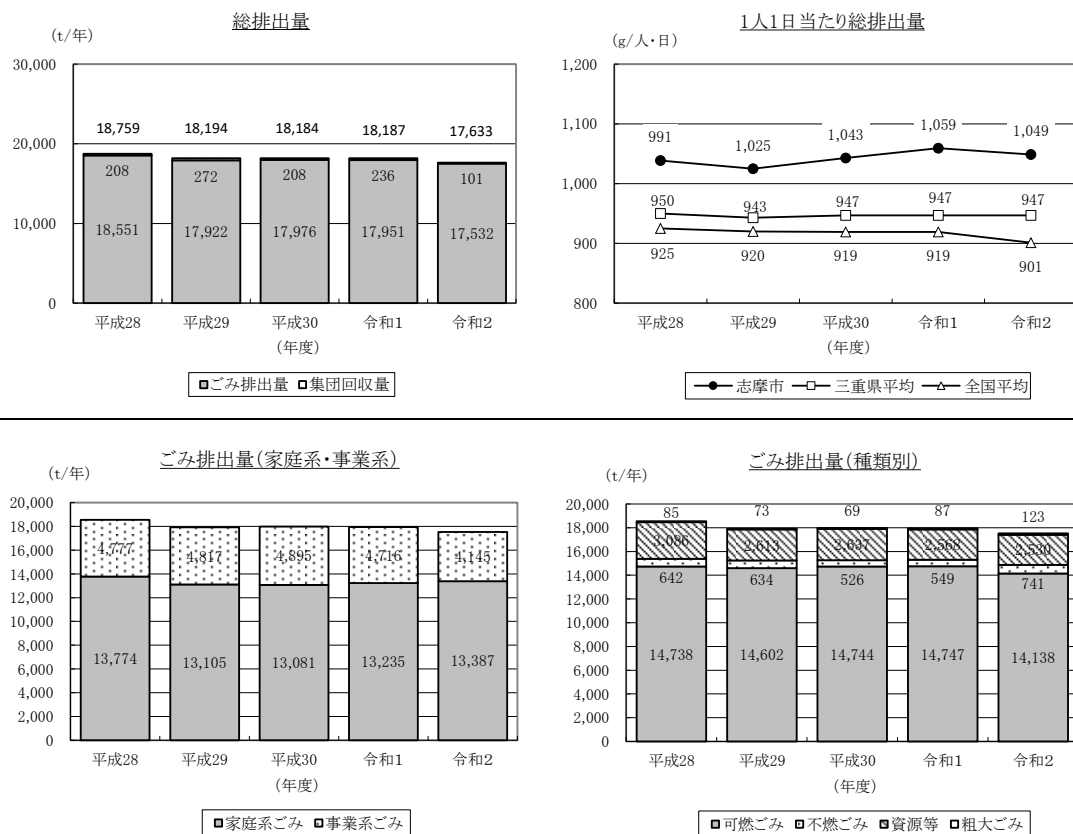
1. 総排出量の実績

平成28年度から令和2年度の総排出量の実績を図3-3-1及び表3-3-1に示す。

集団回収量も含めた総排出量は、令和2年度まではほぼ横ばい状態で推移している。

1人1日当たり総排出量は、平成28年度から全国平均や三重県平均を上回っている。

排出形態別では、家庭系ごみはほぼ横ばい状態で事業系ごみの排出量は減少傾向となっている。また、ごみの種類別では可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、これまでの分別の周知により減少傾向で推移している。



注) 資源等: 乾電池・蛍光灯、混合ごみを含む。

図3-3-1 総排出量の推移

表3-3-1 総排出量の実績

項目\年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	備 考		
人口(年度末現在、外国人含む)		(人)	49,484	48,627	47,770	46,913	46,057		
総排出量		(t/年)	18,759	18,194	18,184	18,187	17,633		
家庭系総排出量		(t/年)	13,982	13,377	13,289	13,471	13,488		
	集団回収量	(t/年)	208	272	208	236	101		
	家庭系ごみ排出量	(t/年)	13,774	13,105	13,081	13,235	13,387		
	可燃ごみ	(t/年)	10,053	10,023	10,134	10,326	10,291		
		収集ごみ	(t/年)	9,059	9,022	9,243	9,374	9,349	
		直接搬入ごみ	(t/年)	994	1,001	891	952	942	
	不燃ごみ	(t/年)	642	630	511	526	733		
		収集ごみ	(t/年)	150	421	447	471	541	
		直接搬入ごみ	(t/年)	492	209	64	55	192	
	資源	(t/年)	2,380	1,776	1,712	1,615	1,577		
	収集ごみ	(t/年)	2,252	1,672	1,613	1,505	1,464		
	直接搬入ごみ	(t/年)	128	104	99	110	113		
	乾電池・蛍光管(収集)	(t/年)	19	19	19	19	21		
	粗大ごみ	(t/年)	85	73	69	87	123		
	収集ごみ	(t/年)	0	0	0	0	0		
	直接搬入ごみ	(t/年)	85	73	69	87	123		
	混合ごみ(直接搬入)	(t/年)	595	584	636	662	642		
事業系ごみ排出量		(t/年)	4,777	4,817	4,895	4,716	4,145		
	可燃ごみ	(t/年)	4,685	4,579	4,610	4,421	3,847		
		収集ごみ	(t/年)	4,358	4,212	4,180	3,994	3,428	
		直接搬入ごみ	(t/年)	327	367	430	427	419	
	不燃ごみ	(t/年)	0	4	15	23	8		
		収集ごみ	(t/年)	0	1	0	3	4	
		直接搬入ごみ	(t/年)	0	3	15	20	4	
	資源	(t/年)	15	10	12	15	32		
	収集ごみ	(t/年)	0	0	0	0	0		
	直接搬入ごみ	(t/年)	15	10	12	15	32		
	粗大ごみ(直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0	0		
	混合ごみ	(t/年)	77	224	258	257	258		
	収集ごみ	(t/年)	75	222	248	249	256		
	直接搬入ごみ	(t/年)	2	2	10	8	2		
総排出量集計	ごみの種類別	可燃ごみ	(t/年)	14,738	14,602	14,744	14,747	14,138	
		不燃ごみ	(t/年)	642	634	526	549	741	
		資源等 注)	(t/年)	3,086	2,613	2,637	2,568	2,530	
		粗大ごみ	(t/年)	85	73	69	87	123	
		合 計	(t/年)	18,551	17,922	17,976	17,951	17,532	
	排出形態別	集団回収量	(t/年)	208	272	208	236	101	
		総排出量	(t/年)	18,759	18,194	18,184	18,187	17,633	
		1人1日当たり総排出量	(g/人・日)	1,039	1,025	1,043	1,059	1,049	
		家庭系	収集ごみ	(t/年)	11,480	11,134	11,322	11,369	11,375
			直接搬入ごみ	(t/年)	2,294	1,971	1,759	1,866	2,012
			合 計	(t/年)	13,774	13,105	13,081	13,235	13,387
		事業系	収集ごみ	(t/年)	4,433	4,435	4,428	4,246	3,688
			直接搬入ごみ	(t/年)	344	382	467	470	457
			合 計	(t/年)	4,777	4,817	4,895	4,716	4,145

注) 混合ごみとは資源と可燃ごみ等の混合物で、ごみ量を集計するうえでの名称であり、実際の分別区分ではない。

資源等:乾電池・蛍光管、混合ごみを含む。

2. ごみ処理量の実績

平成 28 年度から令和 2 年度のごみ処理量の実績を表 3-3-2 及び図 3-3-2 に示す。

焼却処理量及び最終処分量は、平成 28 年度からほぼ横ばい状態で推移しており、令和 2 年度の最終処分率は 4.3%となっている。

総資源化量は、資源量の増加等により平成 28 年度までは増加していたが、平成 29 年度からは、ほぼ横ばい状態で推移しており、令和 2 年度のリサイクル率 17.0%は、令和 2 年度の全国平均値 20.0%や三重県平均値 20.4%を下回っている。

表3-3-2 ごみ処理量の実績

項目\年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	備 考		
総排出量		(t/年)	18,759	18,194	18,184	18,187	17,633 ①		
中間 処理	焼却処理量	(t/年)	14,738	14,602	14,744	14,747	14,138 溶融処理		
		資源化量	(t/年)	860	846	781	904	799 溶融スラグ	
		焼却残渣量	(t/年)	29	27	28	28	19	
	選別等処理量	(t/年)	2,748	2,594	2,618	2,549	2,398		
		資源化量	(t/年)	2,574	1,996	1,993	1,936	1,974	
		残渣量	(t/年)	0	0	0	0	0	溶融処理
再生 利用	総資源化量	(t/年)	3,768	3,133	3,001	3,095	3,006 ②		
		直接資源化量	(t/年)	126	19	19	19	132 布類等	
		処理後資源化量	(t/年)	3,434	2,842	2,774	2,840	2,773	
		集団回収量	(t/年)	208	272	208	236	101	
	リサイクル率	(%)	20.1%	17.2%	16.5%	17.0%	17.0%	②÷①×100	
最終処分量		(t/年)	671	661	554	577	760 ③		
直接最終処分量		(t/年)	642	634	526	549	741		
処理後最終処分量		(t/年)	29	27	28	28	19	スペイン村	
最終処分率		(%)	3.6%	3.6%	3.0%	3.2%	4.3%	③÷①×100	

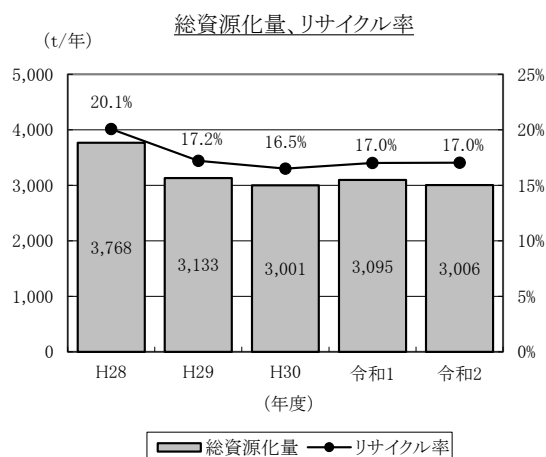
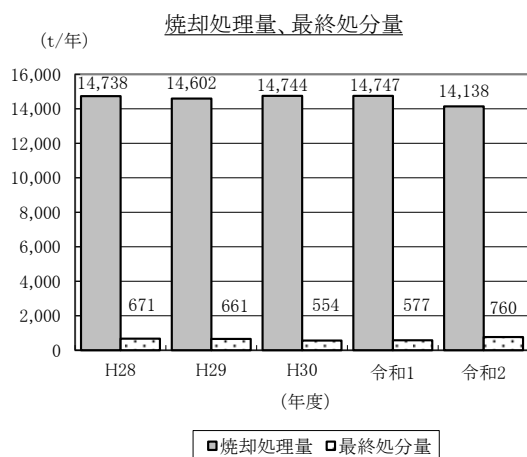


図3-3-2 ごみ処理量の推移

3. ごみの性状

平成 28 年度から令和 2 年度の構成市の可燃ごみの性状を表 3-3-3 に示す。

表3-3-3 構成市の可燃ごみの性状

年度	ごみの種類・組成(%)						単位容積重量 (kg/m ³)	三成分(%)			低位発熱量 (計算値) ※2 (kJ/kg)
	紙・布類	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	木、竹、わら類	ちゅう芥類※1	不燃物類	その他		水分	可燃分	灰分	
平成28	38.1	23.6	6.9	22.9	4.6	4.0	250.0	46.6	45.8	7.7	7,452
平成29	43.5	27.2	6.8	17.2	2.6	2.7	260.0	48.1	46.3	5.6	7,504
平成30	45.6	27.3	10.2	12.4	1.6	2.9	280.0	49.1	44.7	6.2	7,180
令和1	45.6	26.0	9.1	15.5	1.8	2.0	260.0	50.5	44.9	4.6	7,189
令和2	45.8	27.8	7.1	15.2	2.1	2.0	240.0	48.9	45.5	5.7	7,338

※1 ちゅう芥類：台所や料理場から排出される主に食品材料から分離された不可食部分及び残飯等を主体とするごみ。

※2 低位発熱量：可燃性ごみの燃焼によって発生した総発熱量(高位発熱量)から、燃焼によりごみの中の水分を奪う熱量及び水素が水になって奪う熱量を差し引いたもので、実際に利用できる分の熱量(真発熱量)。計算値はごみの水分と可燃分から算出した値。

資料：鳥羽志勢広域連合一般廃棄物(ごみ)処理基本計画等参考

4. ごみ処理経費

平成28年度から令和2年度のごみ処理経費を表3-3-4及び図3-3-3に示す。

表3-3-4 ごみ処理経費の実績

項目\年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
ごみ処理経費	(千円)	780,385	1,012,363	1,082,479	1,049,417	847,803
建設・改良費	(千円)	8,738	267,239	247,160	201,507	0
処理及び維持管理費	(千円)	723,409	700,476	769,390	813,390	830,776
その他	(千円)	48,238	44,648	65,929	34,520	17,027
人口1人当たり経費	(円/人)	15,770	20,819	22,660	22,369	18,408
人口	(人)	49,484	48,627	47,770	46,913	46,057
ごみ処理1t当たりの経費	(円/t)	42,067	56,487	60,218	58,460	48,357
ごみ処理量	(t/年)	18,551	17,922	17,976	17,951	17,532

注)ごみ処理量:ごみ排出量(可燃ごみ量+不燃ごみ量+資源等量+粗大ごみ量)

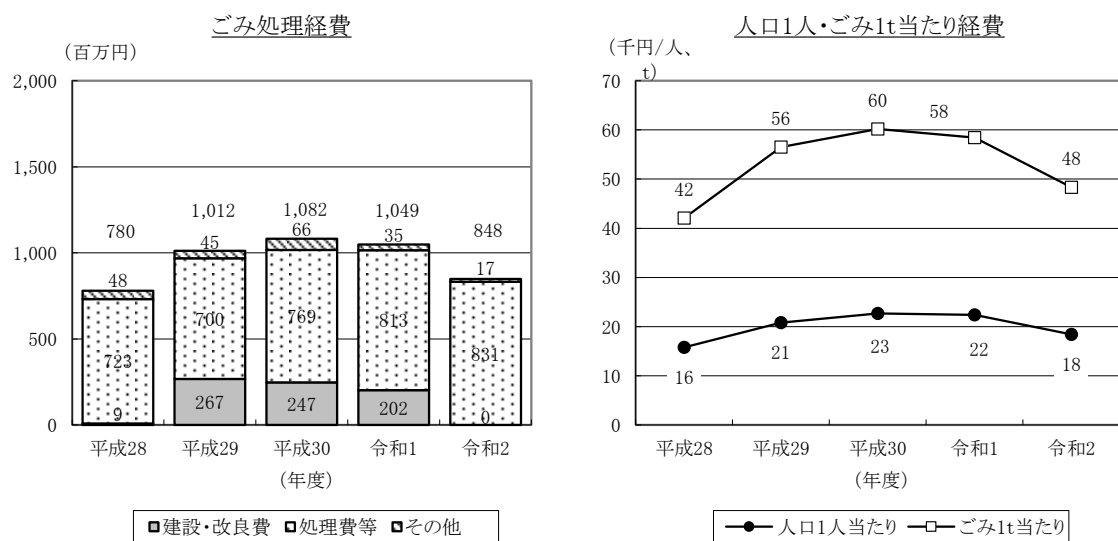


図3-3-3 ごみ処理経費の推移

第4節 ごみ処理行政の動向

1. 国の動向

(1) 循環型社会形成に係る法体系

「循環型社会形成推進基本法」は、循環型社会構築に向けた基本的枠組みを定めた法律であり、「廃棄物処理法」はこの法律の実施法として「環境基本法」のもとに明確に位置付けられ、廃棄物を取り扱う上で念頭に置くべき理念が追加されるなど新たな体系が組み立てられた。同時に「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」も改正され、事業者に対する再生資源の利用や製品の長寿命化など循環型社会形成推進基本法の実施法として位置付けられている。

また、平成12年には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」、平成14年には「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」、平成24年には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が制定され、既に施行されていた「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」とともに、循環型社会形成の推進のための法体系が図3-4-1に示すように整備されている。

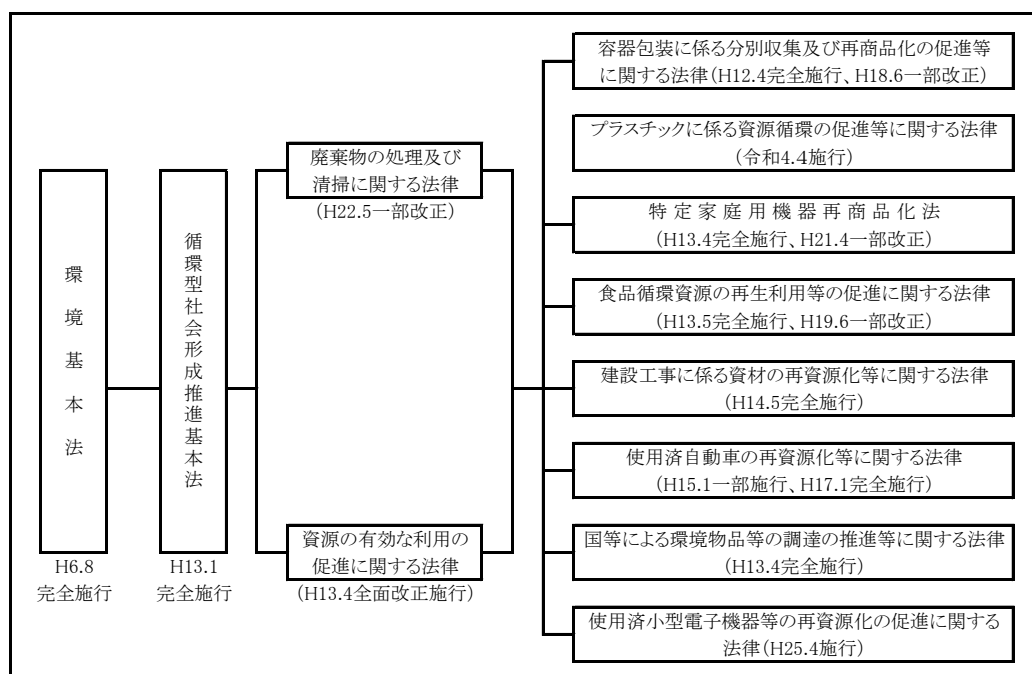


図3-4-1 循環型社会形成の推進のための法体系

このうち、「小型家電リサイクル法」は、有用金属やレアメタル等の有効な利用の確保、廃棄物の適正処理の促進を主な目的として、平成 25 年 4 月に施行された。

対象品目は、携帯電話、パソコン、デジタルカメラをはじめとする 28 分類が政令で定められており、「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」（環境省・経済産業省）では、資源性と分別のしやすさから特にリサイクルすべき品目（特定対象品目）を示している。

また、国の定める基本方針においては、使用済小型家電の再資源化の促進の基本的方向を示すとともに、使用済小型家電の再資源化すべき量の目標として、平成 27 年度までに 14 万 t /年と掲げていたが、目標値に達していないため、引き続き令和 7 年度まで継続する。

（２）減量化の目標等

国は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理基本方針）」の中で、一般廃棄物の減量化目標を設定している。

また、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定（見直し）された「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月閣議決定）では、取り組み目標として一般廃棄物の減量化に関する目標を設定している。

国の減量化目標等を整理したものを表 3-4-1 に示す。

表3-4-1 国の減量化目標等

区 分	廃棄物処理基本方針	第4次循環型社会形成推進基本計画
基準年度	平成24年度	平成12年度
目標年度	令和2年度	令和7年度
排出削減	排出量(t/年):12%削減	・排出量(g/人・日) :28%削減(850g) ・家庭系ごみ量(g/人・日) :33%削減(440g) ・事業系ごみ量(t/年) :39%削減
再生利用率	21%～27%	—
最終処分量	14%削減	—

注) 目標値の削減率等は、基準年度に対する目標年度での削減率。

排出量は、収集ごみ量＋直接搬入ごみ量＋集団回収量。

家庭系ごみ量は、集団回収量や資源等を除いた排出量。

2. 県の動向

(1) 減量化目標等

三重県では、平成 28 年 3 月に廃棄物処理法に基づく「三重県廃棄物処理計画」を改定し、ごみゼロ社会の実現に向けた数値目標を設定している。

また、廃棄物処理計画と並ぶ計画として平成 17 年 3 月に「ごみゼロ社会実現プラン」を策定し、平成 26 年 3 月には改訂を行い、ごみゼロ社会の実現に向けた数値目標を設定している。

各計画における一般廃棄物の減量化目標を表 3-4-2 に示す。

表3-4-2 三重県の減量化目標

区 分	三重県廃棄物処理計画	ごみゼロ社会実現プラン
	平成28年3月改定	(平成26年3月改定)
基準年度	平成25年度	平成14年度
目標年度	令和2年度	令和7年度
排出削減	936g/人・日	家庭系ごみ:30%削減 事業系ごみ:45%削減
再生利用率	33.3%	50%
最終処分量	約40%削減	0t/年

注) 目標値の削減率等は、基準年度に対する目標年度での削減率。

排出量は、収集ごみ量＋直接搬入ごみ量＋集団回収量。

(2) 広域化の動向

三重県では、平成 10 年 10 月に「ごみ処理広域化計画」を策定し、県内を 9 つのブロックに分け、それぞれ既存施設の耐用年限に応じ計画的に施設の集約化を図ることとしている。

本市は、「伊勢志摩ブロック」（現在の構成市町：伊勢市、鳥羽市、志摩市、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町）に属している。このうち、伊勢市、明和町、玉城町及び度会町は「伊勢広域環境組合」として広域処理を行っており、鳥羽市と本市は「鳥羽志勢広域連合」として広域処理を行っている。なお、令和 5 年 4 月から南伊勢町が「鳥羽志勢広域連合」へ加入し、2 市 1 町で運用を開始する。

第5節 ごみ処理の評価

1. 現行基本計画目標値の達成状況

現行基本計画では、表 3-5-1 に示すようにごみの減量化目標として、広域連合において設定された目標値と、本市で設定した目標値がある。

広域連合の目標値は、令和 2 年度において、平成 28 年度実績比で可燃ごみが 2.7% 増の 15,194 t、合計量が 2.2% 増の 18,052 t としており、合計量の目標値及び可燃ごみ量の目標値は達成となっている。

本市が設定した減量化目標は、令和 2 年度において平成 28 年度実績比で 14.6% 削減を目標としており、目標値は未達成となっている。

また、リサイクル率、最終処分率についても、令和 2 年度において未達成となっている。

表3-5-1 現行基本計画目標値の達成状況

単位:t/年

項目\年度		前回基本計画目標値			実績値	
		平成28年度 (実績値)	令和2年度		令和2年度	
			(目標値)	平成28実績比	(実績値)	平成28実績比
広域 設定 目標 値	可燃ごみ(もやせるごみ)	14,795	15,194	2.7%	14,138	-4.4%
	不燃ごみ(もやせないごみ)	165	2,858	-0.2%	741	-17.9%
	資源	2,698			1,609	
	合 計	17,658	18,052	2.2%	16,488	-6.6%
本市 設定 目標 値	可燃ごみ(もやせるごみ)	14,795	12,459	-15.8%	14,138	-4.4%
	不燃ごみ(もやせないごみ)	165	150	-8.3%	741	-17.9%
	資源	2,698	2,476		1,609	
	合 計	17,658	15,085	-14.6%	16,488	-6.6%
	リサイクル率	20.1%	20.1%		17.0%	
	最終処分率	3.6%	1.2%		4.3%	

注) 広域設定目標値:鳥羽志勢広域連合「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(令和2年3月)

本市設定目標値:一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成28年3月改定)

リサイクル率:総資源化量÷総排出量×100、最終処分率:最終処分量÷総排出量×100

2. ごみ処理システムの評価

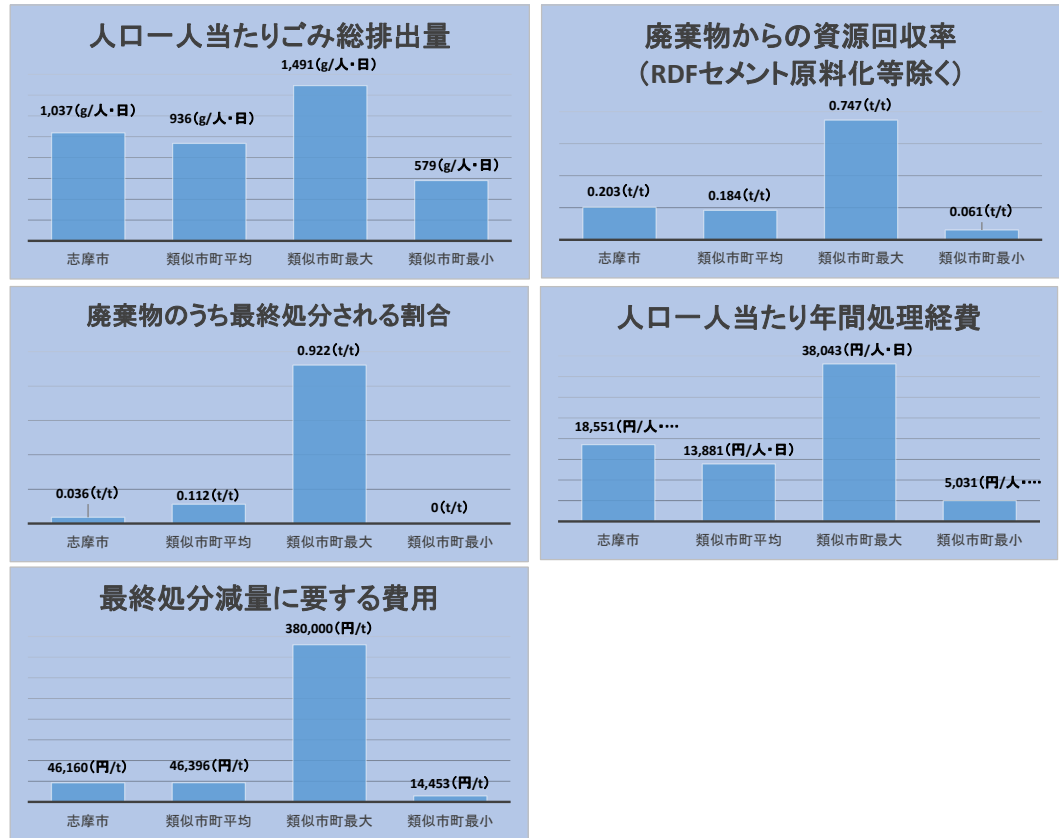
環境省の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、本市のごみ処理システムを評価した。比較対象としたのは、産業構造等の似通った全国の類似自治体であり、環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成 28 年度実績版）」を用いて評価を行った。

支援ツールによる評価結果（偏差値）を図 3-5-1 に示す。

平成 28 年度実績では、資源回収率、最終処分減量に要する費用及び最終処分される割合については類似市町村平均値を上回る偏差値であるが、ごみ総排出量及び年間処理経費については類似市町村平均値を下回る偏差値となっている。

類似自治体 173

(平成28年度実績)	志摩市	類似市町平均	類似市町最大	類似市町最小
人口一人当たりごみ総排出量	1,037(g/人・日)	936(g/人・日)	1,491(g/人・日)	579(g/人・日)
廃棄物からの資源回収率(RDFセメント原料化等除く)	0.203(t/t)	0.184(t/t)	0.747(t/t)	0.061(t/t)
廃棄物のうち最終処分される割合	0.036(t/t)	0.112(t/t)	0.922(t/t)	0(t/t)
人口一人当たり年間処理経費	18,551(円/人・日)	13,881(円/人・日)	38,043(円/人・日)	5,031(円/人・日)
最終処分減量に要する費用	46,160(円/t)	46,396(円/t)	380,000(円/t)	14,453(円/t)



※指標の算出方法

	指 標	算 出 式	単 位
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	$\text{ごみ総排出量} \div 365(\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^6$	g/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	$\text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	$\text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	$\text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	$(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$	円/t

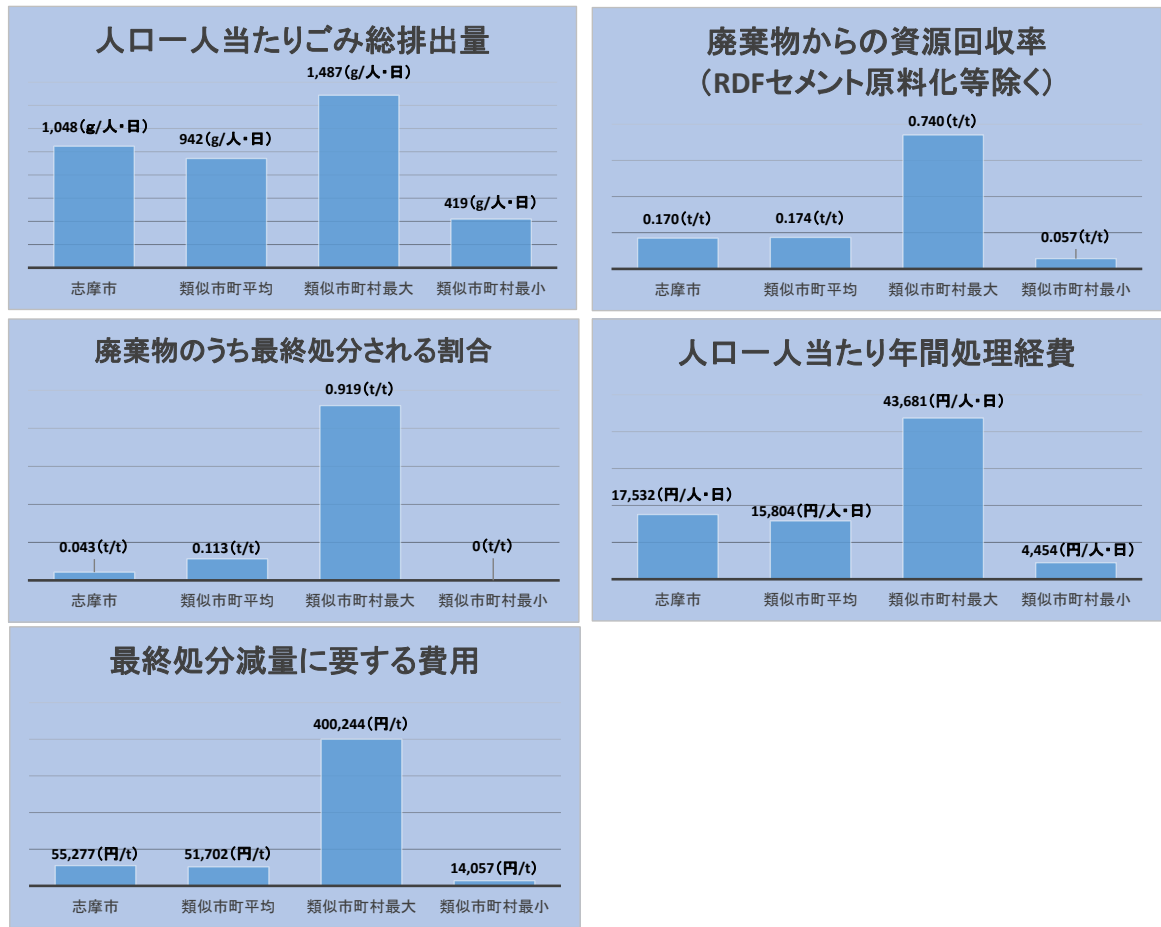
図3-5-1 ごみ処理システムの評価結果（平成 28 年度実績比較）

令和 2 年度実績値による評価結果を図 3-5-2 に示す。

令和 2 年度実績では、資源回収率及び最終処分される割合については類似市町村平均値を上回る偏差値であるが、ごみ総排出量、年間処理経費及び最終処分減量に要する費用については類似市町村平均値を下回る偏差値となっている。

類似自治体 197

(令和2年度実績)	志摩市	類似市町平均	類似市町村最大	類似市町村最小
人口一人当たりごみ総排出量	1,048(g/人・日)	942(g/人・日)	1,487(g/人・日)	419(g/人・日)
廃棄物からの資源回収率(RDFセメント原料化等除く)	0.170(t/t)	0.174(t/t)	0.740(t/t)	0.057(t/t)
廃棄物のうち最終処分される割合	0.043(t/t)	0.113(t/t)	0.919(t/t)	0(t/t)
人口一人当たり年間処理経費	17,532(円/人・日)	15,804(円/人・日)	43,681(円/人・日)	4,454(円/人・日)
最終処分減量に要する費用	55,277(円/t)	51,702(円/t)	400,244(円/t)	14,057(円/t)



※指標の算出方法

指 標		算 出 式	単 位
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	$\text{ごみ総排出量} \div 365(\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^6$	g/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	$\text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	$\text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	$\text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	$(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$	円/t

図3-5-2 ごみ処理システムの評価結果（令和 2 年度実績比較）

第6節 課題の抽出

1. 排出抑制・再資源化

本市の総排出量は、現行基本計画の広域連合が定めた可燃ごみ量の目標値（15,194 t）を概ね達成している。

また、リサイクル率は、資源分別区分の統一や溶融スラグ等の資源化により、令和2年度では17.0%となっているが、令和2年度の全国平均や三重県平均を下回っている状況である。

今後は、可燃ごみの更なる発生を抑制するとともに、生ごみ処理機等の普及促進によるごみの減量化、分別の徹底によるごみの資源化の促進に努める必要がある。

2. 収集・運搬

市内収集運搬体制については、市の直営業務を担う職員の減少等を加味し、業者委託による効率的・効果的な収集運搬に努める。

3. 中間処理

広域連合のやまだエコセンター（高効率ごみ発電施設・リサイクルセンター）で適正に行われている。また、閉鎖した焼却施設等の解体にあたっては、ダイオキシン類ばく露防止対策等に配慮し、順次解体する必要がある。

4. 最終処分

最終処分場へは、ガラス・陶器類のみの搬入であり、今後も継続することにより最終処分場の延命化を図る必要がある。

また、平成25年度末で埋立を終了した阿児、磯部一般廃棄物最終処分場については、適正な閉鎖事業を進めていく必要がある。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本方針

1. 基本理念

ごみ問題を根本から解決するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に代表される浪費型社会から脱却し、循環型社会に移行することが必要である。これは、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物質を効率的に利用し、リサイクルを進めることで、環境への負荷をできるだけ少なくしていくことを指している。

循環型社会形成推進基本法では、「循環型社会」を①廃棄物等の発生抑制、②資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることによって、天然資源の浪費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会と位置付けている。

循環型社会を構築するためには、市民・事業者・行政が一体となって4R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用、リフューズ：断る）の取り組みを推進する必要がある。

また、地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題が深刻化しており、ごみ処理事業においても焼却量の削減や省エネルギー化、熱エネルギーの有効利用等による温室効果ガス排出量の削減が求められている。

本市では、現行基本計画の基本理念である「ごみの減量・再資源化をごみ処理の中心とし、加えて適正処理を推進することで快適で住み良いまちづくりを進める。」に基づき施策を展開してきた。ごみの発生・排出抑制を推進するとともに、平成25年度には分別収集区分の統一、平成26年度には広域処理を開始し、ごみの適正処理及び資源回収や熱エネルギーの有効利用に取り組むなど、循環型社会の構築に努めてきた。

今後も、引き続き市民・事業者・行政が一体となって4Rの取り組みを推進することにより、持続可能な循環型社会を構築していくことを本計画の基本理念とする。

持続可能な循環型社会の構築

2. 基本方針

本計画の基本理念に基づき、今後のごみ処理等に関する基本方針を以下のとおり設定し、計画を進めていくこととする。

(1) ごみの発生・排出抑制の推進

ごみになるものは、作らない・売らない・買わないことがごみの発生を抑制することであり、発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内で減量化や再利用することが重要である。

このため、啓発活動や環境教育・学習を充実するとともに、市民・事業者・行政が一体となってごみの発生・排出抑制の取り組みを推進する。

(2) 資源分別排出及びリサイクルの推進

ごみとして排出されるものについては、リサイクル可能なものを極力分別し、資源の分別収集を徹底するとともに、広域連合の施設において効率的な資源回収及び発電等熱エネルギーの有効利用によるリサイクルを推進する。

(3) 環境に配慮した適正処理の推進

リサイクルできないごみについては、環境に配慮した適正な処理・処分を推進する。また、広域連合の施設では適正な維持管理及び効率的な運営管理を行なっていくものとする。

3. ごみの処理主体

計画期間におけるごみの種類別処理主体を表 4-1-1 に示す。

表4-1-1 ごみの処理主体

ごみの種類	排出区分	収集・運搬	処理・処分
可燃ごみ	家庭系ごみ	志摩市(委託)	鳥羽志勢広域連合
	事業系ごみ	排出者・許可業者	
不燃ごみ	家庭系ごみ	志摩市(直営・委託)	鳥羽志勢広域連合 ※ガラス・陶器類は志摩市
資源	家庭系ごみ	志摩市(直営・委託)	鳥羽志勢広域連合 ※衣類・布類は志摩市
	事業系ごみ	排出者・許可業者	
粗大ごみ	家庭系ごみ	排出者(中継輸送は志摩市)	鳥羽志勢広域連合

第2節 基本フレームの設定

1. 人口及びごみ量の予測

(1) 将来人口の予測

本市の将来人口については、社人研推計準拠にて算出した数値より、令和13年度36,050人とする。

将来人口の予測結果を表4-2-1及び図4-2-1に示す。

表4-2-1 将来人口の予測結果

年度	実績値(人)	年度	将来人口(人)	備考
平成28	49,484	令和3	45,101	
平成29	48,627	令和4	44,145	
平成30	47,770	令和5	43,189	
令和1	46,913	令和6	42,233	
令和2	46,057	令和7	41,277	
		令和8	40,400	
		令和9	39,523	
		令和10	38,646	
		令和11	37,769	
		令和12	36,894	
		令和13	36,050	

注) 実績値の令和2年度は国勢調査結果。
令和2年度以前及び令和3年度以降については社人研推計準拠にて算出。
「社人研推計準拠」とは、国立社会保障・人口問題研究所が行う将来人口推計。

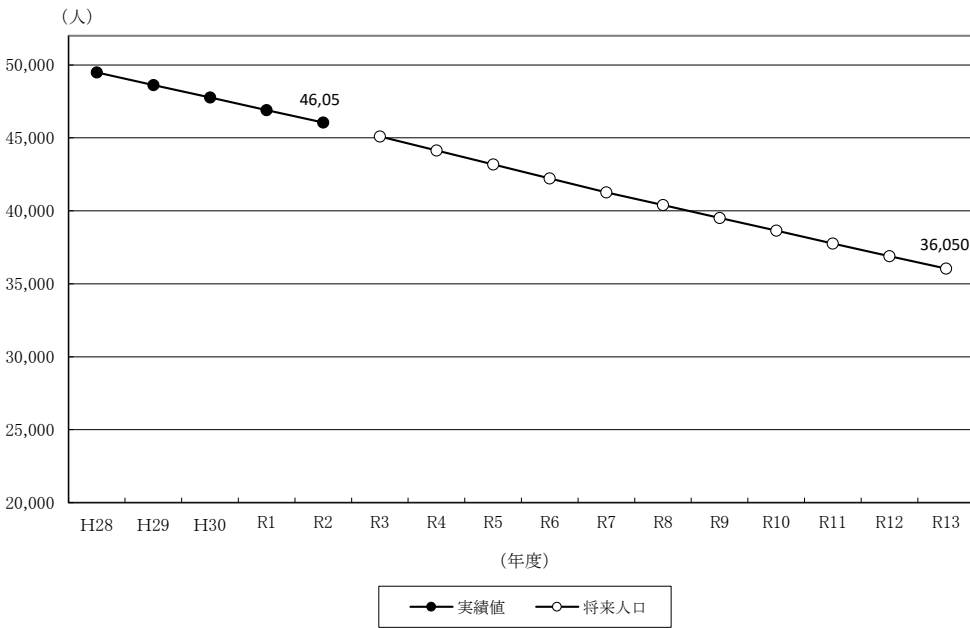


図4-2-1 将来人口の推移

(2) 現状推移による総排出量及び処理量の予測

現状推移による総排出量は、過去5年間（平成28年～令和2年度）の実績値を基に、家庭系ごみと事業系ごみに分けて予測し、ごみ処理量については、令和2年度の処理実績比率等を用いて予測した。

総排出量及び処理量の予測結果を図4-2-2、図4-2-3及び表4-2-2に示す。

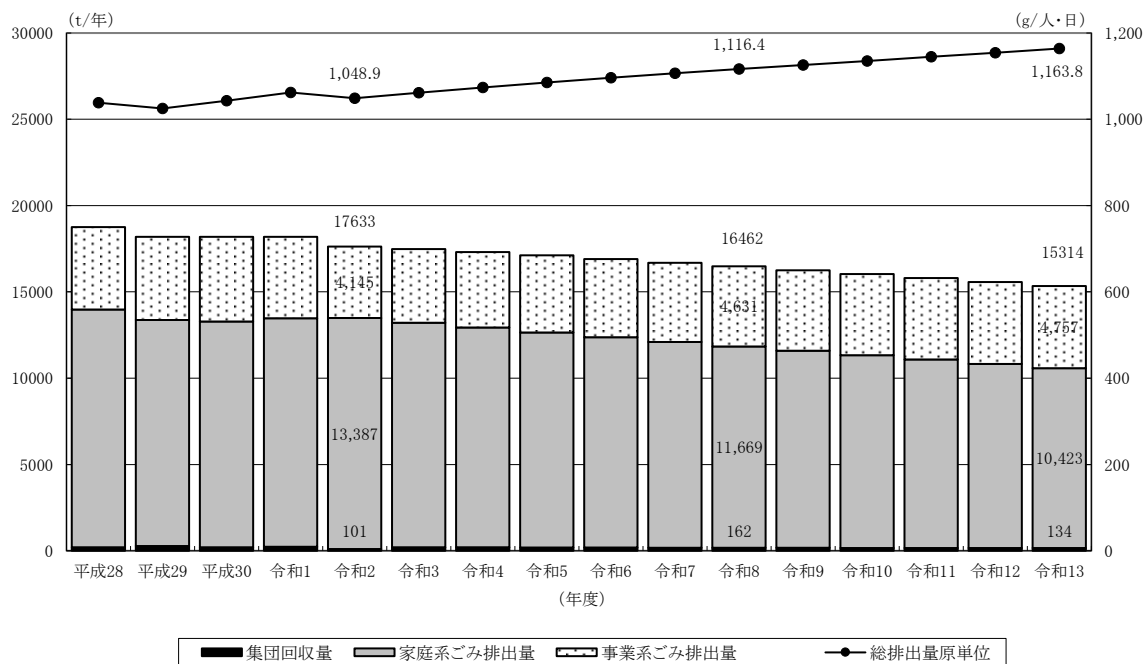


図4-2-2 総排出量の実績及び予測結果

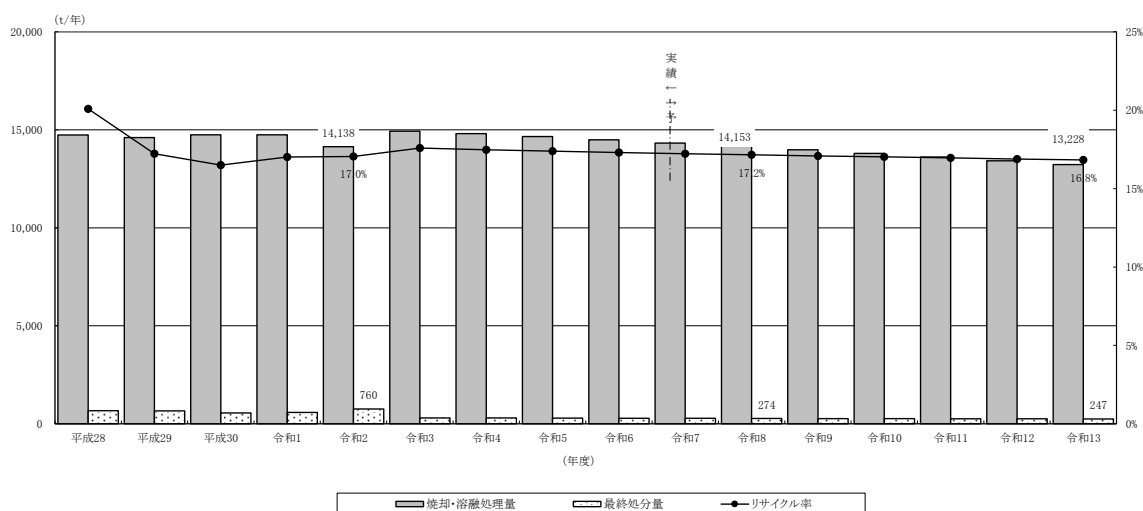


図4-2-3 ごみ処理量の実績及び予測結果

表4-2-2 現状推移による総排出量及び処理量の予測結果

項目\年度		実 績					予 測											
		平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	
人口	(人)	49,484	48,627	47,770	46,913	46,057	45,101	44,145	43,189	42,233	41,277	40,400	39,523	38,646	37,769	36,894	36,050	
家庭系総排出量	(t/年)	13,982	13,377	13,289	13,471	13,488	13,207	12,927	12,647	12,367	12,088	11,831	11,574	11,317	11,060	10,804	10,557	
集团回収量	(t/年)	208	272	208	236	101	204	193	184	176	169	162	156	150	145	139	134	
家庭系ごみ排出量	(t/年)	13,774	13,105	13,081	13,235	13,387	13,003	12,734	12,463	12,191	11,919	11,669	11,418	11,167	10,915	10,665	10,423	
可燃ごみ	(t/年)	10,053	10,023	10,134	10,326	10,291	10,424	10,209	9,992	9,772	9,553	9,354	9,154	8,951	8,749	8,550	8,355	
不燃ごみ	(t/年)	642	630	511	526	733	285	279	273	267	261	255	250	244	238	233	228	
資源	(t/年)	2,380	1,776	1,712	1,615	1,577	1,531	1,500	1,468	1,437	1,404	1,374	1,344	1,316	1,286	1,256	1,228	
乾電池・蛍光管	(t/年)	19	19	19	19	21	20	19	19	18	18	18	17	17	17	16	16	
粗大ごみ	(t/年)	85	73	69	87	123	119	116	114	113	110	108	105	103	101	98	96	
混合ごみ	(t/年)	595	584	636	662	642	624	611	597	584	573	560	548	536	524	512	500	
事業系ごみ排出量	(t/年)	4,777	4,817	4,895	4,716	4,145	4,271	4,375	4,460	4,529	4,585	4,631	4,668	4,698	4,722	4,741	4,757	
可燃ごみ	(t/年)	4,685	4,579	4,610	4,421	3,847	3,972	4,069	4,148	4,212	4,265	4,307	4,341	4,370	4,392	4,409	4,424	
不燃ごみ	(t/年)	0	4	15	23	8												
資源	(t/年)	15	10	12	15	32	33	34	34	35	35	36	36	36	36	37	37	
粗大ごみ	(t/年)	0	0	0	0	0												
混合ごみ	(t/年)	77	224	258	257	258	266	272	278	282	285	288	291	292	294	295	296	
総排出量	(t/年)	18,759	18,194	18,184	18,187	17,633	17,478	17,302	17,107	16,896	16,673	16,462	16,242	16,015	15,782	15,545	15,314	
ごみ排出量	(t/年)	18,551	17,922	17,976	17,951	17,532	17,274	17,109	16,923	16,720	16,504	16,300	16,086	15,865	15,637	15,406	15,180	
可燃ごみ	(t/年)	14,738	14,602	14,744	14,747	14,138	14,396	14,278	14,140	13,984	13,818	13,661	13,495	13,321	13,141	12,959	12,779	
不燃ごみ	(t/年)	642	634	526	549	741	285	279	273	267	261	255	250	244	238	233	228	
資源	(t/年)	2,395	1,786	1,724	1,630	1,609	1,564	1,534	1,502	1,472	1,439	1,410	1,380	1,352	1,322	1,293	1,265	
乾電池・蛍光管	(t/年)	19	19	19	19	21	20	19	19	18	18	18	17	17	17	16	16	
粗大ごみ	(t/年)	85	73	69	87	123	119	116	114	113	110	108	105	103	101	98	96	
混合ごみ	(t/年)	672	808	894	919	900	890	883	875	866	858	848	839	828	818	807	796	
集团回収量	(t/年)	208	272	208	236	101	204	193	184	176	169	162	156	150	145	139	134	
総排出量原単位	(g/人・日)	1,038.6	1,025.1	1,042.9	1,062.1	1,048.9	1,061.7	1,073.8	1,085.2	1,096.1	1,106.7	1,116.4	1,125.9	1,135.3	1,144.8	1,154.4	1,163.8	
処理・処分量	焼却・溶融処理量	(t/年)	14,738	14,602	14,744	14,747	14,138	14,931	14,805	14,658	14,494	14,319	14,153	13,979	13,796	13,608	13,417	13,228
	総資源化量	(t/年)	3,768	3,133	3,001	3,095	3,006	3,074	3,024	2,974	2,924	2,872	2,824	2,774	2,726	2,676	2,625	2,578
	リサイクル率	(%)	20.1%	17.2%	16.5%	17.0%	17.0%	17.6%	17.5%	17.4%	17.3%	17.2%	17.2%	17.1%	17.0%	17.0%	16.9%	16.8%
	最終処分量	(t/年)	671	661	554	577	760	304	298	292	286	280	274	269	263	257	252	247
最終処分率	(%)	3.6%	3.6%	3.0%	3.2%	4.3%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	

注) 総排出量原単位(g/人・日):総排出量(t/年)÷人口÷365日×10⁶、総資源化量:集団回収量+直接資源化量+処理後資源化量、リサイクル率:総資源化量÷総排出量×100
 最終処分量:直接最終処分量+処理後最終処分量、最終処分率:最終処分量÷総排出量×100

2. 減量目標の設定

(1) 排出削減の目標

排出削減の目標については、国の循環型社会形成推進基本計画における目標値（令和7年度：総排出量 850 g/人・日、資源等を除く家庭系ごみ排出量 440 g/人・日）を達成するものとし、発生・排出抑制の推進により、令和2年度における総排出量（t/年）を平成26年度実績に対して6%削減、令和7年度では26%削減することを目標とする。

これにより、三重県の廃棄物処理計画及びごみゼロ社会実現プランの目標値についても達成するものとする。

表4-2-3 排出削減の目標値

項目\年度		平成26年度 (実績値)	平成28年度		令和2年度		令和7年度		国目標値	三重県目標値	
			(実績値)	削減率	(実績値)	削減率	(目標値)	削減率	令和7年度	令和2年度	令和7年度
人口	(人)	53,592	49,484	-7.7%	46,057	-6.9%	41,277	-16.6%			
総排出量	(t/年)	18,559	18,759	1.1%	17,633	-6.0%	13,929	-25.7%			
	(g/人・日)	949	1,039	9.4%	1,049	1.0%	925	-11.0%	850	936	
家庭系ごみ量	(t/年)	13,807	13,774	-0.2%	13,387	-2.8%	11,419	-17.1%			11,122
	(g/人・日)	706	763	8.0%	796	4.4%	758	-0.6%			
資源等除く	(t/年)	10,575	10,780	1.9%	11,147	3.4%	9,424	-12.6%			
	(g/人・日)	541	597	10.3%	663	11.1%	626	4.8%	440		
事業系ごみ量	(t/年)	4,509	4,777	5.9%	4,145	-13.2%	2,341	-51.0%	6,578		5,770
集団回収量	(t/年)	243	208	-14.4%	101	-51.4%	134	-35.6%			

注) 資源等除く:可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ、削減率:平成26年度実績値に対する削減率

国目標値:循環型社会形成推進基本計画の目標値

事業系ごみの6,578t:平成12年度実績値10,783tを39%削減(目標)した値

三重県目標値:令和2年度目標値は三重県廃棄物処理計画、令和7年度目標値はごみゼロ社会実現プラン

令和7年度の家庭系ごみ11,122t:平成14年度実績値15,889tを30%削減(目標)した値

令和7年度の事業系ごみ5,770t:平成14年度実績値10,490tを45%削減(目標)した値

(2) 再生利用の目標

本市では、既にプラスチック製容器包装等の容器包装廃棄物の分別収集を行っており、鳥羽志勢広域連合（やまだエコセンター）のリサイクルセンターでの資源回収や、ガス化溶融処理による溶融スラグの有効利用も行われていることから、今後も資源分別排出等の推進により、リサイクル率を20%以上とすることを目標とする。

(3) 最終処分目標

本市では、鳥羽志勢広域連合（やまだエコセンター）のガス化溶融処理による溶融スラグの有効利用が行われており、今後もごみの排出削減を推進することにより、最終処分率を引き続き2%以下とすることを目標とする。

■減量目標

- ◇ 排出削減の目標：総排出量（t/年）を平成26年度実績に対して、
令和7年度で26%削減する。
- ◇ 再生利用の目標：リサイクル率を20%以上とする。
- ◇ 最終処分の目標：最終処分率を2%以下とする。

注）総排出量：集団回収量＋家庭系ごみ排出量＋事業系ごみ排出量
 リサイクル率：総資源化量（集団回収量を含む）÷総排出量×100
 最終処分率：最終処分量÷総排出量×100

（４）減量目標による総排出量及び処理量

減量目標による総排出量及び処理量の推移を図4-2-4、図4-2-5及び表4-2-4に示す。

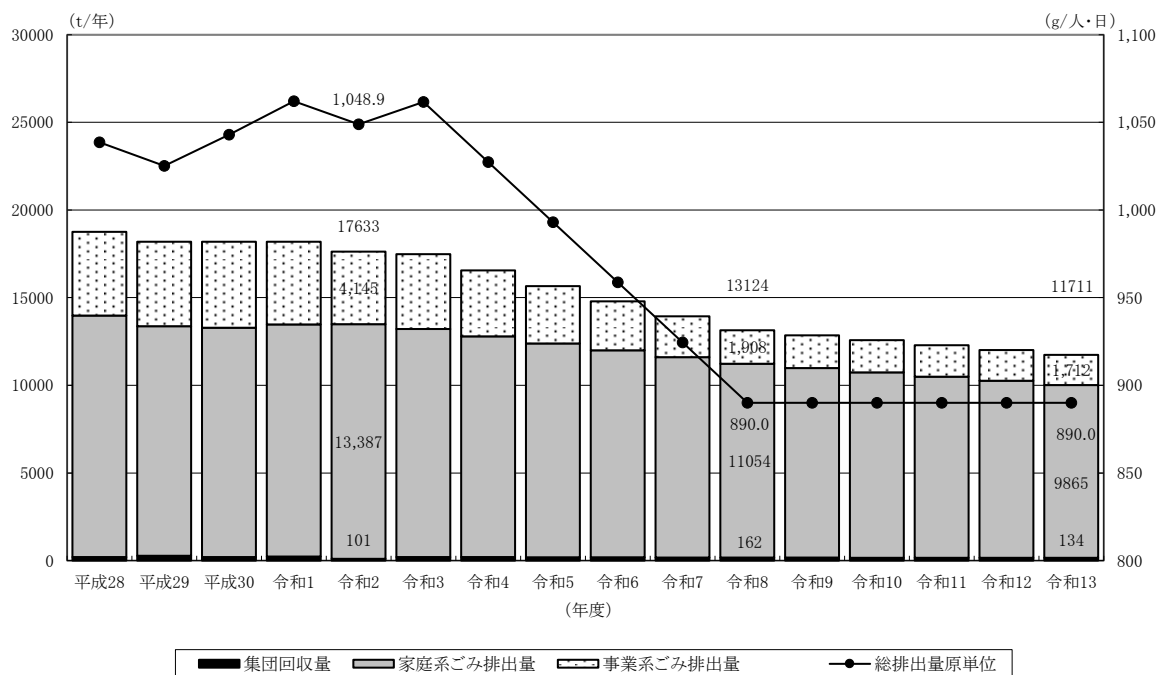


図4-2-4 総排出量の目標値

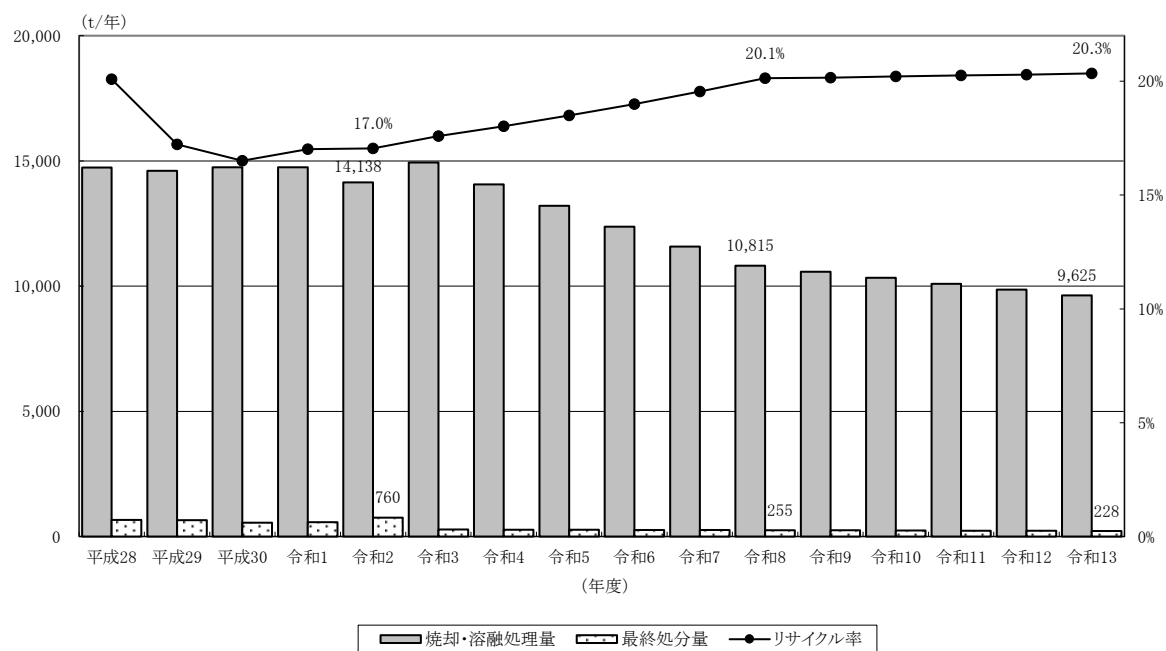


図4-2-5 ごみ処理量の目標値

表4-2-4 総排出量及び処理量の目標値

項目 \ 年度		実 績					目 標											
		平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	
人口	(人)	49,484	48,627	47,770	46,913	46,057	45,101	44,145	43,189	42,233	41,277	40,400	39,523	38,646	37,769	36,894	36,050	
家庭系総排出量	(t/年)	13,982	13,377	13,289	13,471	13,488	13,207	12,793	12,385	11,983	11,588	11,216	10,970	10,725	10,480	10,234	9,999	
集团回収量	(t/年)	208	272	208	236	101	204	193	184	176	169	162	156	150	145	139	134	
家庭系ごみ排出量	(t/年)	13,774	13,105	13,081	13,235	13,387	13,003	12,600	12,201	11,807	11,419	11,054	10,814	10,575	10,335	10,095	9,865	
可燃ごみ	(t/年)	10,053	10,023	10,134	10,326	10,291	10,424	10,075	9,730	9,388	9,053	8,739	8,550	8,359	8,169	7,980	7,797	
不燃ごみ	(t/年)	642	630	511	526	733	285	279	273	267	261	255	250	244	238	233	228	
資源	(t/年)	2,380	1,776	1,712	1,615	1,577	1,531	1,500	1,468	1,437	1,404	1,374	1,344	1,316	1,286	1,256	1,228	
乾電池・蛍光管	(t/年)	19	19	19	19	21	20	19	19	18	18	18	17	17	17	16	16	
粗大ごみ	(t/年)	85	73	69	87	123	119	116	114	113	110	108	105	103	101	98	96	
混合ごみ	(t/年)	595	584	636	662	642	624	611	597	584	573	560	548	536	524	512	500	
事業系ごみ排出量	(t/年)	4,777	4,817	4,895	4,716	4,145	4,271	3,761	3,270	2,797	2,341	1,908	1,869	1,829	1,789	1,751	1,712	
可燃ごみ	(t/年)	4,685	4,579	4,610	4,421	3,847	3,972	3,455	2,958	2,480	2,021	1,584	1,542	1,501	1,459	1,419	1,379	
不燃ごみ	(t/年)	0	4	15	23	8												
資源	(t/年)	15	10	12	15	32	33	34	34	35	35	36	36	36	36	37	37	
粗大ごみ	(t/年)	0	0	0	0	0												
混合ごみ	(t/年)	77	224	258	257	258	266	272	278	282	285	288	291	292	294	295	296	
総排出量	(t/年)	18,759	18,194	18,184	18,187	17,633	17,478	16,554	15,655	14,780	13,929	13,124	12,839	12,554	12,269	11,985	11,711	
ごみ排出量	(t/年)	18,551	17,922	17,976	17,951	17,532	17,274	16,361	15,471	14,604	13,760	12,962	12,683	12,404	12,124	11,846	11,577	
可燃ごみ	(t/年)	14,738	14,602	14,744	14,747	14,138	14,396	13,530	12,688	11,868	11,074	10,323	10,092	9,860	9,628	9,399	9,176	
不燃ごみ	(t/年)	642	634	526	549	741	285	279	273	267	261	255	250	244	238	233	228	
資源	(t/年)	2,395	1,786	1,724	1,630	1,609	1,564	1,534	1,502	1,472	1,439	1,410	1,380	1,352	1,322	1,293	1,265	
乾電池・蛍光管	(t/年)	19	19	19	19	21	20	19	19	18	18	18	17	17	17	16	16	
粗大ごみ	(t/年)	85	73	69	87	123	119	116	114	113	110	108	105	103	101	98	96	
混合ごみ	(t/年)	672	808	894	919	900	890	883	875	866	858	848	839	828	818	807	796	
集团回収量	(t/年)	208	272	208	236	101	204	193	184	176	169	162	156	150	145	139	134	
総排出量原単位	(g/人・日)	1,038.6	1,025.1	1,042.9	1,062.1	1,048.9	1,061.7	1,027.4	993.1	958.8	924.5	890.0	890.0	890.0	890.0	890.0	890.0	
処理・処分量	焼却・溶融処理量	(t/年)	14,738	14,602	14,744	14,747	14,138	14,931	14,057	13,206	12,378	11,575	10,815	10,576	10,335	10,095	9,857	9,625
	総資源化量	(t/年)	3,768	3,133	3,001	3,095	3,006	3,074	2,983	2,895	2,808	2,723	2,642	2,588	2,537	2,485	2,431	2,382
	リサイクル率	(%)	20.1%	17.2%	16.5%	17.0%	17.0%	17.6%	18.0%	18.5%	19.0%	19.5%	20.1%	20.2%	20.2%	20.3%	20.3%	20.3%
	最終処分量	(t/年)	671	661	554	577	760	285	279	273	267	261	255	250	244	238	233	228
	最終処分率	(%)	3.6%	3.6%	3.0%	3.2%	4.3%	1.6%	1.7%	1.7%	1.8%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%

注) 総排出量原単位(g/人・日):総排出量(t/年)÷人口÷365日×10⁶、総資源化量:集団回収量+直接資源化量+処理後資源化量、リサイクル率:総資源化量÷総排出量×100
 最終処分量:直接最終処分量+処理後最終処分量、最終処分率:最終処分量÷総排出量×100

第3節 排出抑制・再資源化計画

1. ごみの発生・排出抑制のための方策

先に定めたごみの排出削減目標を達成するために、本市、市民及び事業者が各々果たすべき役割、方策を以下に示す。

(1) 市の役割、方策

本市におけるごみの発生・排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育、支援等を行なうことにより、市民及び事業者の自主的な取組を促進することとする。

① 環境教育、普及啓発の充実

市民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力しつつ、新たな啓発手法の開発に努める。

また、ごみの減量化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会の場において、教育啓発活動に積極的に取り組むものとする。

○ 市の広報等にごみの減量化や適正な分別への協力に関する記事を掲載するなどして、市民への啓発や意識の向上を図る。

○ ごみの分け方・出し方の徹底を図るため、自治会や老人クラブ、女性の会など各種団体への出張説明会を継続していく。

○ 各市役所内のモニターや市ホームページなどによる啓発活動の充実を図る。

○ 小・中学校を対象にごみ処理・処分施設の施設見学等の推進や環境教育を普及することにより、環境に配慮した考え方のできる人づくりを進める。

○ 環境問題に対する勉強会を設立することにより、現在のライフスタイルの見直し、環境問題への積極的な取り組み協力を要請する。

② 容器包装廃棄物の排出抑制

レジ袋の有料化やノーレジ袋・マイバッグ持参運動を推進するとともに、小売店・スーパー等に対して過剰包装の自粛を働きかけ、各種団体と協力してレジ袋の削減及び過剰包装の抑制に取り組む。

また、リターナブルびん等のリターナブル容器の利用促進が図られるよう、関係者間の連携構築と普及啓発に努める。

③ 生ごみ減量化の推進

市民に対して、家庭内でのエコクッキング等による食品ロスの削減や水切りの徹底について啓発するとともに、電気式家庭用生ごみ処理機の購入助成制度の周知と関連情報の提供を積極的に行なう。

④ ごみ処理手数料

直接搬入ごみや事業系ごみへの処理手数料については、今後の排出量の状況や減量目標の達成状況等を見ながら、必要に応じて価格の見直しについて検討する。

⑤ 再使用、環境物品等の使用促進

マイバッグ・マイボトル・マイ箸等の持参運動を推進し、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）によるごみ減量の推進の場を広げていく。

また、市自らも事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行する。

⑥ 事業系ごみの排出管理と指導の徹底

事業系ごみについては、業種に応じたごみの減量化・資源化方法について指導・啓発を行い、事業者責任の確立やごみ減量指導を強化する。

また、条例で定める多量排出事業者等に対して、減量化計画の策定指導を徹底する。

⑦ 資源回収システム等の整備

- リサイクル事業奨励金交付制度を活用し、子ども会や自治会等の住民団体による資源化物の集団回収を拡大する。
- 市内事業者で家庭廃食油を活用し、バイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）にリサイクルする事業を実施している。
- 小型家電リサイクル法に基づき、携帯電話等の使用済小型電子機器の回収システムを整備する。

(2) 市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者として自ら発生・排出抑制に努めるとともに、本市が行うごみの発生・排出抑制に関する施策に協力する。

① 生ごみの減量化

計画的に食品を購入し、賞味期限内に使い切るようにするとともに、料理は作る分量を工夫するなどして残さず食事するように努める。

また、生ごみは極力水切りするとともに、生ごみ処理機器等を活用して家庭内の減量化に努める。

② 容器包装廃棄物の排出抑制

マイバッグ等を持参しレジ袋の削減に努め、過剰包装を断り、簡易包装の商品等を選ぶよう配慮する。

また、リターナブルびん等のリターナブル容器の利用に努め、使い捨て容器等の使用を抑制するとともに、可能な限り、物をむだに消費しない生活スタイルを心がける。

③ 再生品、不用品の再使用

トイレットペーパー等の日用品は、再生品を使用するよう努める。

また、市や民間団体が提供する不要品回収等を活用して、家庭の不要品を売却する。

④ 資源等分別排出の促進

- 容器包装廃棄物をはじめ新聞、雑誌、布類、廃食油等の資源化物については、家庭内で分別し、本市が行う資源回収や集団回収を行っている子ども会や自治会などの団体及び資源回収業者へ出すようにする。
- 家電4品目やパソコンをはじめ販売店等で引取可能なものは、適正なルートでの処理・再生を行う。
- リターナブルびんについては、販売店等に戻すようにする。
- 白色トレイや牛乳パック等の店頭回収を積極的に利用する。
- 本市が実施するごみの分別収集や拠点回収に協力し、分別区分ごとの正しいごみの出し方を行っていく。

(3) 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの発生・排出抑制に努めるとともに、製造・流通・販売の各事業活動において、発生・排出抑制のための方策に取り組む。

① ごみ排出事業者

- 事業者は、原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出するごみの排出抑制に努める。
- 多量のごみを排出する事業所は、減量化計画を作成し実行していく。
- 従業員に対してごみの減量化・再生利用に関する意識の高揚を図る。
- 事業所で使用する事務用品や日用品等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努める。
- 外食産業において、メニュー、盛り付けの工夫や食べ残しがなかった場合にメリットを付与する等のサービスを通じて、食べ残しの削減に積極的に取り組む。
- 「食品リサイクル法」に基づき、生ごみの資源化を推進する。
- ごみを排出する場合は、市及び広域連合の分別区分に準じた分別排出を徹底する。

② 製造事業者

- 使い捨て容器の製造を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の開発に努める。
- 有効期間ができるだけ長くなるような製品開発に努め、修理サービス等の拡大を図る。
- 再生資源を用いた製品の開発及び供給を拡大するよう努める。
- 宣伝広告を通じて消費者にごみ減量化・再生利用の意識高揚を行う。

③ 流通業者・販売業者

- 過剰包装を行わず適正包装の促進及び適正包装の方法の開発を行っていく。
- ペットボトル、白色トレイ、牛乳パック等の店頭回収を積極的に行う。
- 容器包装等の回収ルートの整備に努める。
- リターナブルびんの利用・返却・再利用を促進する体制づくりに努める。
- 食品小売業において、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫する。
- 家電製品等については極力引き取るよう努める。
- 地域のお店と住民とを食品ロス削減をテーマにつなげる事で、食品廃棄物量の削減や地域活性化・食育の推進を図る。ごみの減量化やごみ処理時に発生する温室効果ガス排出量の削減を図り、店舗の収益確保やPRなどにつながることを期待する。環境運動への参加を促し、事業者と消費者がともに食品ロス削減に取り組むことで、食品を無駄なく消費する意識を高め、市全体でSDGsを推進する。

2. 再資源化計画

(1) 計画の目標

排出段階において、容器包装廃棄物等の資源分別排出を徹底する。また、広域連合のやまだエコセンターにおいて効率的な資源回収を行うとともに、ごみ発電による熱エネルギーの有効利用を推進する。

(2) 再資源化の方法

① 資源等分別収集

表 4-3-1 に示す資源等については、分別の徹底を図るとともに、効率的な資源回収を行うために適正な排出方法の指導及び徹底を行う。なお、リサイクル関係法令等について、改正や新たな制定が行われた場合は、必要に応じて分別品目等の変更を行うものとする。

表4-3-1 資源等分別収集計画

種類			排出区分	回収方法	備 考
容器包装廃棄物	缶	スチール	缶	集団回収、市による定期収集	定期収集分は中間処理段階でスチールとアルミに選別
		アルミ			
	びん	無色	無色	市による定期収集	
		その他の色	その他の色	市による定期収集	
	紙	飲料用紙パック	飲料用紙パック	集団回収、市による定期収集	
		段ボール	段ボール	集団回収、市による定期収集	
		その他の紙製容器包装	雑紙	市による定期収集	
	プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	集団回収、市による定期収集	
		白色トレイ	白色トレイ・発泡スチロール	市による定期収集	
		その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市による定期収集	
その他資源等	紙類	新聞	新聞紙・折込チラシ	集団回収、市による定期収集	
		雑誌	本・雑誌	集団回収、市による定期収集	
	布類		衣類・布類	集団回収、市による定期収集	
	びん		リターナブルびん	集団回収	
	乾電池・蛍光灯		乾電池・蛍光灯	市による定期収集	
	廃食油		家庭用廃食油	拠点回収	バイオディーゼル燃料化
	使用済小型電子機器		小型家電	拠点回収(検討中)	小型家電リサイクル法

② 中間処理施設での資源回収（広域連合）

広域連合のやまだエコセンターにおいて、可燃ごみの溶融処理によるスラグ・メタルの回収、不燃・粗大ごみの破碎選別処理による鉄・アルミ類の回収、資源等の選別・圧縮・保管等による効率的な資源回収を推進していく。

③ 熱エネルギー有効利用の推進（広域連合）

広域連合の高効率ごみ発電施設において、得られた電力について施設内で利用するとともに、余剰電量を売電することにより、熱エネルギーの有効利用を推進していく。

第4節 ごみの適正処理計画

1. 収集・運搬計画

(1) 計画の目標

本市が主体となって収集・運搬を行うものとし、安全性や市民サービスに配慮するとともに、広域連合の施設において安全かつ効率的な処理が行えるよう収集・運搬体制を整備していく。

(2) 収集・運搬の方法

収集区域は、本市全域とする。

家庭系ごみの収集・運搬は、表 4-4-1 に示す現状の収集・運搬方法を当面は維持していくものとするが、今後の排出状況や社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行う。

また、事業系ごみは、許可収集業者もしくは排出者による直接搬入とする。

表4-4-1 収集・運搬の方法

分別区分			排出方法	収集頻度	収集・運搬主体	収集方式		
家庭系ごみ	可燃ごみ(もやせるごみ)		指定ごみ袋	週2回	委託	集積所収集		
	不燃ごみ	不燃(もやせないごみ)	透明・半透明のごみ袋	月1回	直営・委託	集積所収集		
		ガラス・陶器類	透明・半透明のごみ袋					
	資源	プラスチック製容器包装		透明・半透明のごみ袋	月2回	直営・委託	集積所収集	
		白色トレイ・発泡スチロール		透明・半透明のごみ袋	月1回			
		ペットボトル		透明・半透明のごみ袋	月2回			
		缶		透明・半透明のごみ袋	月2回			
		びん	無色	透明・半透明のごみ袋	月1回			
			その他の色	透明・半透明のごみ袋				
		紙類	新聞紙・折込チラシ		紐で縛る			月2回
			段ボール		紐で縛る			
			飲料用紙パック		紐で縛る			
			本・雑誌		紐で縛る			
			その他の紙(雑紙)		透明・半透明のごみ袋			
	衣類・布類		透明・半透明のごみ袋	月1回				
	乾電池・蛍光管		透明・半透明のごみ袋	月1回				
粗大ごみ(指定ごみ袋に入らない大きさ)			—	随時	排出者	直接搬入		
粗大ごみの戸別収集			—	月2回	直営	戸別収集		
事業系ごみ(可燃ごみ)			—	随時	排出者・許可業者	直接搬入		

(3) 収集・運搬に係る施策

- ① より効率的かつ効果的な収集・運搬が行えるよう、直営による業務運営と並立して業務委託の拡大に取り組む。
- ② 粗大ごみ（直接搬入）については、市民の利便性を考慮し、引き続き閉鎖した阿児清掃センター及び大王清掃センターにて中継輸送を行う。
- ③ ごみ収集運搬車両については、機能強化と適正な運行管理を継続する

2. 中間処理計画

(1) 計画の目標

本市において排出されるごみは、広域連合のやまだエコセンターにおいて適正処理し、ごみの減量化・減容化・安定化・資源化及び熱エネルギーの有効利用を推進するとともに、広域連合による施設の適正かつ効率的な運営・維持管理を行っていく。

(2) 中間処理の方法

中間処理の方法を表 4-4-2 に示す。

表4-4-2 中間処理の方法

搬入ごみ		搬入施設	処理方法			
可燃ごみ		鳥羽志勢広域連合 やまだエコセンター 高効率ごみ発電施設	溶融・選別	溶融スラグ・メタル	資源化	
可燃性粗大ごみ				溶融飛灰	委託処理	
不燃・粗大ごみ		鳥羽志勢広域連合 やまだエコセンター (リサイクルセンター)	破碎・選別	破碎鉄・アルミ	資源化	
資源	プラスチック製 容器包装		破袋・選別・圧縮梱包	圧縮梱包品	資源化	
	白色トレイ・ 発泡スチロール		選別・袋詰め・インゴッド	袋詰めトレイ、 インゴッド	資源化	
	ペットボトル		選別・圧縮梱包	圧縮梱包品	資源化	
	缶		選別・圧縮	圧縮成型品 (鉄・アルミ)	資源化	
	びん(無色・茶色・ その他の色)		選別	カレット(無色・茶色・ その他)	資源化	
	紙類(新聞紙、雑 誌、段ボール、飲料 用紙パック、雑紙)		雑紙:圧縮梱包	雑紙梱包品、選別品	資源化	
	乾電池・蛍光灯		蛍光管:破碎	貯留品	資源化	
	衣類・布類		阿児清掃センター 大王清掃センター	選別	選別品	資源化

注) リサイクルセンターで発生する選別残渣は、高効率ごみ発電施設へ搬送し処理。

(3) 中間処理に係る施策

① 安全かつ環境に配慮した処理の推進（広域連合）

やまだエコセンターでは、適正な搬入管理、適切な運転・維持管理を行うことにより、安全で安定した処理を行い、環境保全にも十分配慮する。また、環境管理に関するデータを広域連合のホームページに公表する。

② 効率的な運用と適正なコスト（広域連合）

広域連合では、施設の運営・維持管理について、民間事業者の持つノウハウを最大限活用し、安心・安全で安定した処理と運営経費の効率化を図るため、20 年間の運営・維持管理業務を包括的に委託している。

③ 既存施設の適正な解体撤去

広域処理の開始に伴い閉鎖したエコフレンドリーはまじま、大王清掃センター、志摩清掃センター、阿児清掃センター及び磯部清掃センターの内、平成 29 年度磯部清掃センター、令和元年度大王清掃センターの解体を実施している。残った 3 施設についても適正かつ計画的に順次解体していくものとする。なお、焼却施設の解体撤去にあたっては、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱並びに関係法令等を遵守し、周辺環境に対しても十分に配慮して行うこととする。

3. 最終処分計画

(1) 計画の目標

最終処分量を削減し、最終処分場の延命化に努めるとともに、適正な埋立・維持管理を行なっていく。また、埋立が終了した最終処分場については、適正な閉鎖事業を進めていく。

(2) 最終処分の方法

不燃ごみ（ガラス・陶器類）については、本市の一般廃棄物最終処分場において適正に埋立処分する。

また、広域連合の高効率ごみ発電施設において発生する溶融飛灰については、広域連合が主体となって適正に処分（民間委託）する。

(3) 最終処分に係る施策

- ① 浜島、大王及び志摩の各一般廃棄物最終処分場については、延命化を図るために、埋立物の減量化と搬入管理を徹底するとともに、適正な埋立・維持管理を行なう。
- ② 平成 25 年度末で埋立を終了した阿児一般廃棄物最終処分場及び磯部一般廃棄物最終処分場については、適正な閉鎖事業を進めていく。

4. その他関連計画

(1) 災害廃棄物に対する対処方針

災害発生時には、三重県、広域連合及び近隣市町と連携を図り、災害廃棄物処理に取り組むこととする。

また、国の災害廃棄物対策指針、三重県災害廃棄物処理計画及び志摩市地域防災計画等を踏まえて策定した「志摩市災害廃棄物処理計画」に基づき、生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、適正かつ円滑なごみ処理を行うものとする。

(2) 不適正処理、不法投棄対策

市民及び事業者に対して適正処理への協力を呼びかけ、地域一体となって対策に取り組むとともに、土地所有者等への注意喚起を促す等、不法投棄の防止に努めていく。

① 啓発の推進

市民や事業者に、広報など様々な機会を通じて、リサイクル費用の負担等を含めたごみの適正な処理の仕方を周知する。

② 監視体制の強化

本市では、不法投棄禁止看板の設置、悪質な不法投棄場所への監視カメラの設置及び監視パトロールを実施しており、今後は、ドローンを活用した不法投棄の確認、地域住民との協力・連携による更なる監視体制の強化に努める。

③ 土地所有者等への注意喚起

土地所有者（管理者）に対して、定期的な巡回、防護柵やネットの設置、下草刈りなどのこまめな清掃、不法投棄禁止看板の設置など不法投棄されにくい環境づくりを呼びかけていく。

④ 不法投棄者への対応

投棄者が判明した場合には、投棄者自身に処理させるなど厳しく指導する。また、投棄者の調査や処罰については、必要に応じて警察と連携し、厳格に対応する。

(3) 海岸漂着物に対する対処方針

本市の海岸部は、県内でも海岸漂着物が集積しやすい地域として位置づけられており、「三重県海岸漂着物対策推進計画」では、図 4-4-1 に示すように東側の海岸部が最重点区域に、南側の海岸部が重点区域に指定されている。

最重点区域においては、県が国の財政措置に応じて、優先的に回収・処理を実施するとしている。また、重点区域においては、海岸管理者、県、市町が民間団体等と連携し、その活動目的や自主性を尊重しながら、清掃活動を拡大・活性化すると

しており、市の役割として回収、分別、運搬及びごみ処理施設における受入・処理に係る支援、協力等としている。

本市においても、県の対策推進計画に基づき、広域連合とも連携し必要な支援及び協力体制を構築していくものとする。



回収・処理に係る重点区域	場所	漂着物量の比率 ^注	状況等
重点区域	伊勢湾内の区域及び志摩市沿岸部（木曽岬町～志摩市）	8 (34.4 L/10m)	・海岸漂着物の量が比較的多く、重点的に回収・処理の対策を講ずることが必要と考えられる区域。
	上記のうち、鳥羽市～志摩市大王崎（離島含む）	24 (101.4 L/10m)	・重点区域のうち、海岸漂着物の量が特に多く、回収・処理等の拡充が最も必要な区域。 ・この区域は、伊勢湾口に位置し、伊勢湾から流出したごみが大量に集積する場所であり、伊勢湾の漂着ごみの象徴的な区域。
重点区域に準ずる区域	熊野灘沿岸（南伊勢町～紀宝町）	1 (4.3 L/10m)	・海岸漂着物の量は伊勢湾沿岸に比べて少ないものの、レジャー客によるごみの放置、降雨後のごみの漂着は多い。

注) 熊野灘沿岸の海岸漂着物量の平均を1としたときの比率を示す。また、()内はこの区域の海岸漂着物概況調査結果の平均値を示す。

資料: 三重県海岸漂着物対策推進計画(平成23年3月 三重県)

図4-4-1 海岸漂着物対策の重点区域・最重点区域の範囲

第5節 計画の推進

1. 協力体制の整備

(1) 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員

市民団体、事業者及び行政が一体となっておみ問題について考えていくために設置した「廃棄物減量等推進審議会」において、様々な立場からご意見を頂き、ごみの減量化・再生利用、適正処理の推進に関する協議を行なっていく。

また、市民及び事業者に対し、ごみの出し方等の指導や助言が行え、同時に地域の声を取り入れる窓口となる「廃棄物減量等推進員」の委嘱を検討する。

(2) 事業者の協力

事業者には、環境への負荷が少ない事業活動を行なっていくことが求められ、そのためには行政による仕組みづくりや呼びかけが必要となる。今後、行政と事業者の協力体制を確立するため、本計画を活用し、それぞれの役割を周知していく。

2. 計画の進行管理

効果的に施策を推進し、減量目標等を達成するためには施策の実施状況や目標値の達成状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じることが必要であることから、図4-5-1のような施策メニューの検討(Plan)、施策メニューの実施(Do)、評価(Check)、改善・代替案(Action)のPDCAサイクルの概念を導入し、これを実施することで、減量目標の達成を目指す。

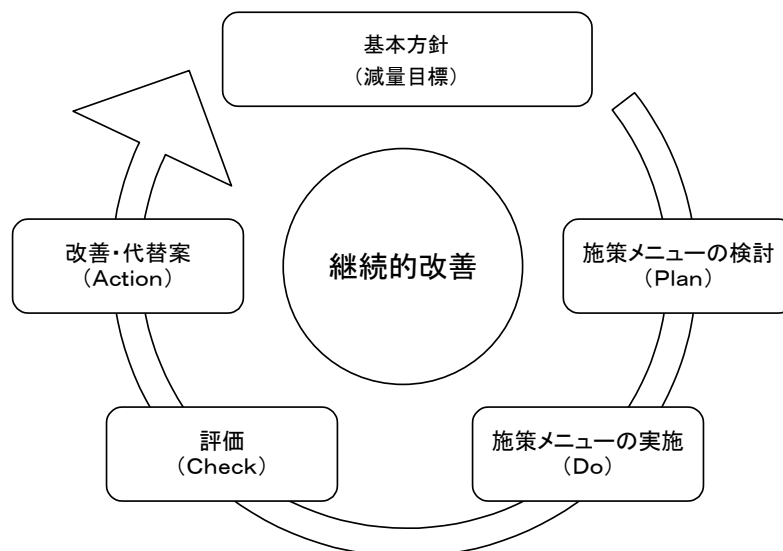


図4-5-1 PDCAサイクルのイメージ